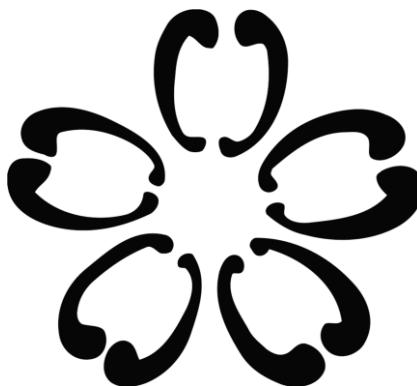


佐倉市の国民健康保険

令和 7 年度版
(令和 6 年度実績)



市民部健康保険課
財政部債権管理課



目次

1 佐倉市国民健康保険のあゆみ	- 1 -
(1) 佐倉市国民健康保険のあゆみ	- 2 -
(2) 医療費改定状況	- 14 -
2 国民健康保険運営協議会	- 17 -
(1) 佐倉市国民健康保険運営協議会	- 18 -
(2) 佐倉市国民健康保険運営協議会開催状況	- 19 -
3 被 保 險 者	- 21 -
(1) 被保険者の加入状況	- 22 -
(2) 被保険者の内訳（年間平均被保険者数）	- 22 -
(3) 外国人加入状況	- 23 -
(4) 年齢（5歳階層）別被保険者の加入状況	- 24 -
(5) 被保険者の異動状況	- 25 -
(6) 被保険者の資格異動届出状況	- 26 -
4 保 險 給 付	- 27 -
(1) 保険給付の種類	- 28 -
(2) 療養諸費の状況（療養の給付+療養費等）	- 31 -
(3) 療養の給付の状況	- 32 -
(4) 療養の給付の内訳	- 33 -
(5) 療養費等の状況	- 39 -
(6) 高額療養費の支給状況	- 40 -
(7) 高額介護合算療養費の支給状況	- 40 -
(8) 出産育児一時金・葬祭費の支給状況	- 41 -
(9) 病類別疾病（大分類）①	- 42 -
5 特定健康診査・特定保健指導等	- 45 -
(1) 特定健康診査・特定保健指導の状況	- 46 -
(2) 人間ドック助成事業の状況	- 46 -
6 保 險 財 政	- 47 -
(1) 令和7年度佐倉市国民健康保険特別会計予算（前年度比較）	- 48 -
(2) 年度別国民健康保険特別会計の決算状況	- 50 -
7 国 民 健 康 保 険 税	- 53 -
(1) 国民健康保険税の概要	- 54 -
(2) 国民健康保険税賦課割合及び保険税率状況	- 59 -
(3) 国民健康保険税の軽減世帯状況	- 60 -
(4) 国民健康保険税の収納状況 ①	- 61 -
(4) 国民健康保険税の収納状況 ②-1	- 62 -
(4) 国民健康保険税の収納状況 ②-2	- 63 -
(5) 国民健康保険税の徴収方法別収納状況	- 64 -
8 後期高齢者医療制度	- 65 -

(1) 後期高齢者医療制度のあゆみ.....	- 66 -
(2) 後期高齢者医療制度の加入状況	- 69 -
(3) 後期高齢者医療制度保険料の状況.....	- 70 -
(4) 年度別後期高齢者医療特別会計の決算状況.....	- 71 -
(5) 保健事業の状況.....	- 72 -

1 佐倉市国民健康保険のあゆみ

(1) 佐倉市国民健康保険のあゆみ

年月	事 項
昭和 29. 3	町村合併により市制発足 (佐倉町・臼井町・志津村・根郷村・和田村・弥富村の 2 町 4 村を合併し佐倉市となる) 臼井町・志津村・和田村が実施していた国民健康保険及び昭和 27 年開設された志津診療所を佐倉市が引継ぎ「佐倉市国民健康保険」発足、国民健康保険課を設置し、庶務係、徵収係、給付施設係の 3 係体制となる
10	佐倉地区国民健康保険事業開始
30. 1	根郷・弥富地区事業開始により全市完全実施となる
3	旭村馬渡地区佐倉市に編入(既実施)
7	無医地区であり交通事情が悪い和田地区に国保和田診療所開設
11	機構改革により民生課国民健康保険係となる
32. 1	四街道町千代田地区編入 (既実施)
33. 4	保険衛生課国民健康保険係となる
34. 3	佐倉市国民健康保険条例制定 昭和 29 年佐倉市条例第 16 号佐倉市国民健康保険条例は廃止 給付割合：世帯主、世帯員 5 割、助産費：1,000 円、葬祭費：1,000 円
4	国民年金制度発足
7	佐倉市国民健康保険税条例制定 昭和 29 年佐倉市条例第 17 号 佐倉市国民健康保険税条例は廃止
36. 4	国民健康保険が全国に普及し、国民皆保険が達成
37. 4	佐倉市育児手当 200 円を支給 (6 ヶ月間)
38. 10	佐倉市国民健康保険世帯主 7 割給付実施
39. 1	地方税法の改正により低所得者の保険税軽減措置の適用開始
41. 7	佐倉市条例第 19 号佐倉市国民健康保険特別会計 財政調整基金条例制定
43. 3	佐倉市国保直営志津診療所改築
4	佐倉市の人口 5 万人に

年月	事 項
45. 4	保険税納期を 4月、7月、10月、1月から 4月、8月、10月、1月に改正
12	佐倉市民憲章制定
46. 3	佐倉市新市庁舎落成
4	佐倉市機構改革により部制施行 「民生部」に編入され「保険衛生課」となり、国民健康保険係・予防係の2係を設置
10	佐倉市全世帯員に7割給付実施 佐倉市満70才以上の国民健康保険の被保険者に対して10割給付実施
47. 10	佐倉市社会保険の被扶養者となっている70才以上の老人の医療費自己負担額を市が助成
48. 1	老人福祉法の一部改正により老人医療費支給制度実施
49. 1	佐倉市老人医療費の範囲を65才以上70才未満のねたきり老人等に広げる
4	佐倉市高額療養費支給制度を実施、自己負担限度額30,000円とする 佐倉市重度心身障害者の医療費を助成
49. 5	和田診療所改築
50. 4	韓国人、朝鮮人、中国人を被保険者とする
10	高額療養費の法定給付実施、診療報酬全国決済制度実施
51. 8	高額療養費の自己負担限度額39,000円に改定
52. 4	佐倉市国民健康保険税の擬制世帯主課税廃止 佐倉市国民健康保険税関係電算化(民間委託)
53. 4	佐倉市育児手当支給を廃止 志津出張所新庁舎へ移転
53. 10	健康管理センターオープン
54. 4	佐倉市国民健康保険高額療養費資金貸付条例制定
5	国立佐倉病院移転診療開始
9	休日夜間急病診療所健康管理センター内に開設

年月	事 項
55. 3	国保和田診療所休診
4	佐倉市資格関係電算化(民間委託) 佐倉市人口 10万人を突破(県内 12番目)
56. 4	佐倉市レセプト関係電算化(民間委託)
6	周辺の医療機関増による患者の減少、建物の老朽化、医師確保困難により 国保和田診療所廃止
11	佐倉市医療費通知を開始
57. 9	高額療養費の自己負担限度額 45,000 円に改定
58. 1	高額療養費の自己負担限度額 51,000 円に改定
2	「老人保健法」施行 老人医療費拠出金加入者按分率 50.0%
4	機構改革により「市民部」に編入 国保年金課となり国民健康保険係、国民年金係の 2係が設置 予防係、保健指導係は保健衛生課として「福祉部」に編入
59. 5	国保志津診療所廃止
10	退職者医療制度創設
11	臼井・千代田出張所開所
60. 4	千葉県国民健康保険団体連合会高額医療費共同事業開始 国民健康保険係が資格給付係、保険税係に分かれ国保年金課 3係体制 健康管理センター志津分室開所
61. 4	外国人登録者全員に佐倉市国民健康保険適用 国民健康保険運営協議会委員構成変更 被用者代表 1名が加わる 5人未満法人事業所への健保等の適用拡大
5	高額療養費の自己負担限度額 54,000 円に改定
6	診療報酬全国決済制度完成

年月	事 項
62. 3	国保中央会総会国保 3%推進運動の展開等を宣言 1 保険料(税)の収納率を 1%以上引上げること 2 医療費適正化対策により医療費を 1%以上引下げること 3 保健施設活動を推進するため保健施設費として保険料(税)の 1%以上を確保すること
4	佐倉市 65 才以上の老人に、はり・きゅう・マッサージ等の施術費の一部を助成 (福祉課)
63. 4	1~2 人法人事業所への健保等の適用拡大 佐倉市国保税自前電算処理開始 罰則を条例化
6	保険基盤安定制度の創設
平成元. 6	高額療養費の自己負担限度額 57,000 円に改定
2. 4	老人医療費拠出金加入者按分率 100%に改定 在宅福祉 10 カ年事業、「ねたきり老人ゼロ作戦」の展開等の高齢者保健福祉 推進 10 カ年戦略を決定
3. 4	佐倉市保険税納期 4 期から 6 期に改正(4 月、7 月、9 月、11 月、1 月、2 月) 佐倉市が千葉県国保連印旛支部長となる(平成 3 年度~4 年度の2年間)
5	高額療養費の自己負担限度額 60,000 円に改定
9	東邦大学附属佐倉病院オープン
11	佐倉市人口 15 万人を突破(県内 9 番目)
4. 4	事務費国庫負担金のうち職員給与費相当分及び助産費補助金が一般財源化
5. 4	事務費負担金の一部(賃金、負担金、委託料)一般財源化
5	高額療養費の自己負担限度額 63,000 円に改定
6. 10	助産費から出産育児一時金に、移送に係る給付が現物給付から現金給付に 入院時食事療養費の創設
7. 9	未納者対策として短期保険証を交付 (3 ヶ月・6 ヶ月)
8. 6	高額療養費の自己負担限度額 63,600 円に改定

年月	事 項
8. 7	入院時食事療養費標準負担額: 650 円を 760 円、450 円を 650 円、300 円を 500 円に改定
9. 9	外来の薬剤に係る一部負担金の導入
10. 4	機構改革により資格給付係・保険税係を事業給付係・資格管理係・徴収係に
11	医療費通知に医療機関名を入れる
12. 4	未納者対策として被保険者資格証明書を交付 介護保険制度の開始 佐倉市保険税納期 6 期から 8 期に改正 (7 月、8 月、9 月、10 月、11 月 12 月、1 月、2 月)
13. 1	高額療養費の自己負担限度額の改正 ・自己負担の限度額に上位所得者の区分を新設 ・医療費に応じた自己負担額を加算 一般世帯: 63,600 円 + (医療費 - 318,000 円) × 1% 上位所得者: 121,800 円 + (医療費 - 609,000 円) × 1% 市民税非課税世帯: 35,400 円 ・入院時の食事代の自己負担額の改正 標準負担額 760 円を 780 円に変更、市民税非課税世帯等は変更なし 海外療養費の創設 住所地特例の拡大 老人保健で医療を受けるときの一部負担金の改正 ・自己負担が定率 1 割負担 ・高額医療費支給制度の創設
14. 4	機構改革により老人医療を市民部に編入し、健康保険課となり、 全庁スタッフ制の導入により給付管理班・資格課税班・収納班・老人医療班とする
10	高額療養費の自己負担限度額の改正 ・医療費に応じた自己負担額の変更 一般世帯: 72,300 円 + (医療費 - 361,500 円) × 1% 上位所得者: 139,800 円 + (医療費 - 699,000 円) × 1% 市民税非課税世帯: 35,400 円(変更なし) ・同じ世帯で 12 ヶ月間に 4 回以上、高額療養費の支給を受ける場合、 4 回目からは限度額が変更 ※多数該当 一般世帯: 40,200 円 上位所得者: 77,700 円 市民税非課税世帯: 24,600 円 老人医療対象年齢の引上げ(70 歳以上から 75 歳以上へ)

年月	事 項
15. 4	<p>高額療養費の自己負担限度額の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療費に応じた自己負担額の変更 <p>一般世帯： 72,300 円 + (医療費 - 241,000 円) × 1%</p> <p>上位所得者： 139,800 円 + (医療費 - 466,000 円) × 1%</p> <p>市民税非課税世帯： 35,400 円 (変更なし)</p> <p>退職者医療制度の負担割合の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> 退職者本人 2 割、扶養家族入院 2 割を 3 割に変更
16. 3	聖隸佐倉市民病院オープン
18. 10	<p>老人保健制度・高齢受給者医療制度の一部負担割合の変更</p> <p>一定以上所得がある方の負担割合が 2 割から 3 割に</p> <p>出産育児一時金の額の変更 [30 万円から 35 万円]</p> <p>高額療養費の自己負担限度額の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療費に応じた自己負担額の変更 <p>70 歳未満の方</p> <p>一般世帯 : 80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%</p> <p>上位所得者 : 150,000 円 + (医療費 - 500,000 円) × 1%</p> <p>市民税非課税世帯 : 35,400 円 (変更なし)</p> <p>70 歳以上の方 (外来 (個人単位))</p> <p>一般世帯 : 12,000 円 (変更なし)</p> <p>一定以上所得者 : 44,400 円</p> <p>市民税非課税世帯 : 8,000 円 (変更なし)</p> <p>70 歳以上の方 (外来+入院 (世帯単位))</p> <p>一般世帯 : 44,400 円</p> <p>一定以上所得者 : 80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%</p> <p>市民税非課税世帯 : 15,000 円 (I) (変更なし)</p> <p>24,600 円 (II) (変更なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> 多数該当の限度額が変更 <p>70 歳未満の方</p> <p>一般世帯 : 44,400 円</p> <p>上位所得者 : 83,400 円</p> <p>市民税非課税世帯 : 24,600 円 (変更なし)</p> <p>70 歳以上の方</p> <p>一定以上所得者 : 44,400 円</p>

年月	事 項
19. 4	70歳未満の被保険者の入院等に係る現物給付化の実施 「限度額適用認定証」を医療機関の窓口に提示することにより、入院時の窓口での支払が自己負担限度額までとなる
10	国民健康被保険者証のカード化
20. 4	老人保健制度が改められ、「後期高齢者医療制度」が創設される 退職者医療制度が改められ、該当年齢が 75 歳未満から 65 歳未満に変更 葬祭費の額の変更[10 万円から 5 万円] 3 歳から義務教育就学前までの子どもの窓口負担割合が、3 割から 2 割へ 70 歳から 74 歳の方の窓口負担の割合について、1 割に据え置き (すでに 3 割負担の現役並み所得の方を除く) 特定健康診査・特定保健指導が実施される 高額医療・高額介護合算療養費制度が創設される 老人医療班から、高齢者医療班へ改称
10	65 歳から 74 歳までの世帯の国民健康保険税の年金からの特別徴収開始
21. 1	出産育児一時金の額の変更:産科医療補償制度に加入する医療機関等で分娩した場合 3 万円を上限として加算[35 万円→38 万円]
4	70 歳から 74 歳の方の窓口負担の割合について、1 割に据え置き (すでに 3 割負担の現役並み所得の方を除く) 佐倉市が千葉県国保連印旛支部支部長となる(平成 21 年度～22 年度の 2 年間) 診療報酬明細書(レセプト)の電子化開始
10	出産育児一時金の額の変更(緊急少子化対策:平成 22 年度末までの暫定措置 (平成 23 年度から恒久措置となった)として 4 万円引き上げ)[38 万円→42 万円] 出産育児一時金の医療機関等への直接支払い制度の導入
12	高額療養費特別支給金を支給(75 歳到達月における自己負担額特例に係る遡及)
22. 4	介護納付金課税額の課税限度額の引き上げ[9 万円から 10 万円に] 非自発的失業者(特例対象被保険者等)の保険税の負担軽減措置

年月	事　　項
22. 4	<p>低所得者に対する保険税の軽減割合拡大(6割・4割 → 7割・5割・2割軽減)</p> <p>高校生以下世代に対する資格証明書から短期被保険者証への切替え実施(国が実施した7月からの措置より前倒にて実施)</p> <p>70歳から74歳までの窓口負担割合を1割に据置き(現役並み所得は3割)延長</p> <p>組織改正により、資格部門を給付管理班へ統合し、資格給付班と改称 課税部門は、保険税班へ統合</p>
5	国保広域化推進を規程した改正国民健康保険法施行
8	組織改正により、保険税班(国民健康保険税賦課・徴収事務)を税務部に移管 また、資格給付班の資格部門と給付管理部門を分割し、給付管理班、国保資格班とそれぞれ改称
23. 3	3月11日東日本大震災発生、東北地方を中心に東日本全域に甚大な被害をもたらした 佐倉市においても住宅の全半壊など大きな被害があった
4	<p>基礎課税(医療分)限度額を3万円引上げ(47万円から50万円に) 後期高齢者支援金等課税(後期支援分)限度額を1万円引上げ(12万円から13万円に) 70歳から74歳までの窓口負担割合を1割に据置き(現役並み所得は3割)延長</p>
24. 4	<p>基礎課税(医療分)限度額を1万円引上げ(50万円から51万円に) 後期高齢者支援金等課税(後期支援分)限度額を1万円引上げ(13万円から14万円に) 介護納付金課税(介護分)限度額を2万円引上げ(10万円から12万円に)</p> <p>70歳から74歳までの窓口負担割合を1割に据置き(現役並み所得は3割)延長</p> <p>70歳未満の被保険者の外来に係る現物給付化の実施 「限度額適用認定証」を医療機関の窓口に提示することにより、外来時の窓口での支払が自己負担限度額までとなる</p> <p>人間ドックの経費の2分の1以内の額で、1万円を上限に助成を開始する</p>
7	住民基本台帳法改正に伴う、外国人住民の国民健康保険適用変更 電子計算システムの全面刷新
10	被保険者証と高齢受給者証を一体化 被保険者証の更新を8月とし、有効期限を翌年9月末から翌年7月末に変更 短期被保険者証の有効期限を翌年3月末から翌年1月末に変更

年月	事 項
25. 4	<p>70 歳から 74 歳までの窓口負担割合を 1 割に据置き(現役並み所得は 3 割)延長 組織改編に伴い、国保資格班と給付管理班を統合し、資格給付班と改称</p> <p>国民健康保険税(普通徴収)のコンビニ収納を開始</p> <p>特定継続世帯に係る平等割の 4 分 1 を軽減 (特定世帯に該当後 5 年間継続後の軽減制度)</p> <p>特定同一世帯所属者に係る軽減判定所得の算定の特例が恒久化</p>
26. 4	<p>組織改正により、課税業務を課税課から健康保険課に移管 課税業務の移管により、管理班、資格課税班、保険給付班に改編</p> <p>低所得世帯の保険税額の軽減基準を変更(5 割軽減・2 割軽減の対象世帯拡大)</p> <p>70 歳から 74 歳までの窓口負担割合を 1 割に据置く措置を解除(1 割→2 割) ※平成 26 年度に 70 歳になる方から 2 割負担(現役並み所得者を除く) ※特例措置として平成 26 年 4 月 1 日までに 70 歳の誕生日を迎えた被保険者は 75 歳 になるまで 1 割負担(現役並み所得者を除く)</p>
27. 1	<p>70 歳から 74 歳までの窓口負担割合の判定において、「旧ただし書所得による判定」を追 (平成 27 年 2 月 1 日以降新たに 70 歳となる国保加入者がいる世帯における負担割合判 定において、旧ただし書所得の合計額が 210 万円以下の場合に 2 割の判定)</p> <p>高額療養費の自己負担限度額の改正 医療費に応じた自己負担額の変更(70 歳未満・3 区分を 5 区分に変更) ア: $252,600 \text{ 円} + (\text{医療費} - 842,000 \text{ 円}) \times 1\% \quad (4 \text{ 回目以降 } 140,100 \text{ 円})$ イ: $167,400 \text{ 円} + (\text{医療費} - 558,000 \text{ 円}) \times 1\% \quad (4 \text{ 回目以降 } 98,000 \text{ 円})$ ウ: $80,100 \text{ 円} + (\text{医療費} - 267,000 \text{ 円}) \times 1\% \quad (4 \text{ 回目以降 } 44,400 \text{ 円})$ エ: $57,600 \text{ 円} \quad (4 \text{ 回目以降 } 44,400 \text{ 円})$ オ: $35,400 \text{ 円} \quad (4 \text{ 回目以降 } 24,600 \text{ 円})$</p> <p>出産育児一時金の額の変更: 産科医療保障制度相当額を 3 万円から 1.6 万円に変更 産科医療保障制度未加入の場合は、39 万円から 40.4 万円に変更</p>
3	退職者医療制度の経過措置を終了
27. 4	<p>後期高齢者支援金等課税(後期支援分)限度額を 2 万円引上げ(14 万円から 16 万円に) 介護納付金課税(介護分)限度額を 2 万円引上げ(12 万円から 14 万円に)</p> <p>低所得世帯の保険税額の軽減基準を変更(5 割軽減・2 割軽減の対象世帯拡大)</p>
28. 1	脳ドックの経費の 2 分の 1 以内の額で、1 万円を上限に助成を開始する

年月	事 項																
28. 4	<p>入院時の食事代の自己負担額の改正 ・標準負担額 260 円を 360 円に変更、市民税非課税世帯等は変更なし</p> <p>基礎課税(医療分)限度額を 1 万円引上げ(51 万円から 52 万円に) 介護納付金課税(介護分)限度額を 2 万円引上げ(14 万円から 16 万円に) 低所得世帯の保険税額の軽減基準を変更 (5 割軽減・2 割軽減の対象世帯拡大)</p>																
29. 4	<p>基礎課税(医療分)限度額を 2 万円引上げ(52 万円から 54 万円に) 後期高齢者支援金等課税(後期支援分)限度額を 2 万円引上げ(17 万円から 19 万円</p> <p>低所得世帯の保険税額の軽減基準を変更 (5 割軽減・2 割軽減の対象世帯拡大)</p>																
8	<p>70 歳以上の方の高額療養費の自己負担限度額の改正</p> <p>外来 (個人単位)</p> <table> <tr> <td>一般世帯</td> <td>: 14,000 円</td> </tr> <tr> <td>一定以上所得者</td> <td>: 57,600 円</td> </tr> <tr> <td>市民税非課税世帯</td> <td>: 8,000 円 (変更なし)</td> </tr> <tr> <td>市民税非課税世帯</td> <td>: 8,000 円 (変更なし)</td> </tr> </table> <p>外来+入院 (世帯単位)</p> <table> <tr> <td>一般世帯</td> <td>: 57,600 円 <多数該当 : 44,400 円></td> </tr> <tr> <td>一定以上所得者</td> <td>: 80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% (変更なし) <多数該当 : 44,400 円></td> </tr> <tr> <td>市民税非課税世帯</td> <td>: 15,000 円 (I) (変更なし) 24,600 円 (II) (変更なし)</td> </tr> </table>	一般世帯	: 14,000 円	一定以上所得者	: 57,600 円	市民税非課税世帯	: 8,000 円 (変更なし)	市民税非課税世帯	: 8,000 円 (変更なし)	一般世帯	: 57,600 円 <多数該当 : 44,400 円>	一定以上所得者	: 80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% (変更なし) <多数該当 : 44,400 円>	市民税非課税世帯	: 15,000 円 (I) (変更なし) 24,600 円 (II) (変更なし)		
一般世帯	: 14,000 円																
一定以上所得者	: 57,600 円																
市民税非課税世帯	: 8,000 円 (変更なし)																
市民税非課税世帯	: 8,000 円 (変更なし)																
一般世帯	: 57,600 円 <多数該当 : 44,400 円>																
一定以上所得者	: 80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% (変更なし) <多数該当 : 44,400 円>																
市民税非課税世帯	: 15,000 円 (I) (変更なし) 24,600 円 (II) (変更なし)																
30. 4	<p>都道府県単位とした国民健康保険の広域化を実施</p> <p>低所得世帯の保険税額の軽減基準を変更 (5 割軽減・2 割軽減の対象世帯拡大)</p>																
30. 8	<p>70 歳以上の方の高額療養費の自己負担限度額の改正</p> <p>外来 (個人単位)</p> <table> <tr> <td>一定以上所得者 (I・II・III)</td> <td>: 外来+入院 (世帯単位) と同じ</td> </tr> <tr> <td>一般世帯</td> <td>: 18,000 円</td> </tr> <tr> <td>市民税非課税世帯</td> <td>: 8,000 円 (I・II) (変更なし)</td> </tr> </table> <p>外来+入院 (世帯単位)</p> <table> <tr> <td>一定以上所得者 III</td> <td>: 252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1% <多数該当 : 140,100 円></td> </tr> <tr> <td>一定以上所得者 II</td> <td>: 167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1% <多数該当 : 93,000 円></td> </tr> <tr> <td>一定以上所得者 I</td> <td>: 80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% (変更なし) <多数該当 : 44,400 円> (変更なし)</td> </tr> <tr> <td>一般世帯</td> <td>: 57,600 円 <多数該当 : 44,400 円> (変更なし)</td> </tr> <tr> <td>市民税非課税世帯</td> <td>: 15,000 円 (I) (変更なし) 24,600 円 (II) (変更なし)</td> </tr> </table>	一定以上所得者 (I・II・III)	: 外来+入院 (世帯単位) と同じ	一般世帯	: 18,000 円	市民税非課税世帯	: 8,000 円 (I・II) (変更なし)	一定以上所得者 III	: 252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1% <多数該当 : 140,100 円>	一定以上所得者 II	: 167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1% <多数該当 : 93,000 円>	一定以上所得者 I	: 80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% (変更なし) <多数該当 : 44,400 円> (変更なし)	一般世帯	: 57,600 円 <多数該当 : 44,400 円> (変更なし)	市民税非課税世帯	: 15,000 円 (I) (変更なし) 24,600 円 (II) (変更なし)
一定以上所得者 (I・II・III)	: 外来+入院 (世帯単位) と同じ																
一般世帯	: 18,000 円																
市民税非課税世帯	: 8,000 円 (I・II) (変更なし)																
一定以上所得者 III	: 252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1% <多数該当 : 140,100 円>																
一定以上所得者 II	: 167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1% <多数該当 : 93,000 円>																
一定以上所得者 I	: 80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% (変更なし) <多数該当 : 44,400 円> (変更なし)																
一般世帯	: 57,600 円 <多数該当 : 44,400 円> (変更なし)																
市民税非課税世帯	: 15,000 円 (I) (変更なし) 24,600 円 (II) (変更なし)																

年月	事 項
31. 4	基礎課税(医療分)限度額を4万円引上げ(54万円から58万円に) 低所得世帯の保険税額の軽減基準を変更(5割軽減・2割軽減の対象世帯拡大)
令和 2. 4	基礎課税(医療分)限度額を3万円引上げ(58万円から61万円に) 低所得世帯の保険税額の軽減基準を変更(5割軽減・2割軽減の対象世帯拡大) 被用者保険旧被扶養者に係る減免の適用月数を一部変更 (均等割・平等割の減免を適用開始後24か月に)
6	新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる被用者に対し傷病手当金の支給を開始
7	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者について国民健康保険税の減免申請の受付を開始
3. 4	税制改正に伴い、低所得世帯の国民健康保険税額の軽減基準が変更 基礎課税(医療分)限度額を2万円引上げ(61万円から63万円に) 介護納付金課税(介護分)限度額を1万円引上げ(16万円から17万円に)
7	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者について国民健康保険税の減免申請の受付を開始
4. 1	出産育児一時金の額の変更:産科医療保障制度相当額を1.6万円から1.2万円に変更 産科医療保障制度未加入の場合は、40.4万円から40.8万円に変更
4	未就学児(小学校入学前)の均等割額の軽減を開始
7	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者について国民健康保険税の減免申請の受付を開始
10	高額療養費申請手続き簡素化を開始
5. 4	基礎課税(医療分)限度額を2万円引上げ(63万円から65万円に) 後期高齢者支援金等課税(後期支援分)限度額を1万円引上げ(19万円から20万円に) 低所得世帯の保険税額の軽減基準を変更(5割軽減・2割軽減の対象世帯拡大) 出産育児一時金の額の変更:8万円引上げ[42万円→50万円] 産科医療保障制度未加入の場合は、40.8万円→48.8万円に変更

年月	事 項
4	佐倉市が千葉県国保連印旛支部支部長となる(令和5年度～6年度の2年間)
6. 1	出産被保険者に係る産前産後期間の所得割額と均等割額の減額が開始
4	国民健康保険税の税率改定(平成18年度以来) [医療分] 所得割 6.33% 均等割 22,200円 平等割 29,200円 [支援金分] 所得割 2.65% 均等割 7,000円 [介護分] 所得割 1.52% 均等割 14,400円
	後期高齢者支援金等課税(後期支援分)限度額を2万円引上げ(20万円から22万円に) 低所得世帯の保険税額の軽減基準を変更(5割軽減・2割軽減の対象世帯拡大)
	人間ドックの助成を、経費の2分の1以内の額で1.5万円を上限に変更
6	入院時食事代の自己負担額の改正 ・標準負担額460円を490円に変更 市民税非課税世帯は210円を230円、160円を180円、100円を110円に変更
12	被保険者証の新規発行終了
7. 4	後期高齢者支援金等課税(後期支援分)限度額を2万円引上げ(22万円から24万円に) 低所得世帯の保険税額の軽減基準を変更(5割軽減・2割軽減の対象世帯拡大)
6	刑法改正により、懲役と禁錮を廃止し、新たな刑として拘禁刑を創設
8	一斉更新に伴い、従来の被保険者証から「マイナ保険証」又は資格確認書に完全切替 (「マイナ保険証」を所持する被保険者には、「資格情報のお知らせ」を送付)
8. 1	市町村事務処理システムのシステム標準化対応が完了

(2) 医療費改定状況

年月	事項
昭和	
18. 4	日本医師会及び日本歯科医師会の診療報酬計算規定による点数表を採用し、その点数単価を厚生大臣が告示することにした (1点単価は医科 20 錢、歯科 10 錢)
	1点単価を数次にわたり改定
33. 10	新点数表(甲表、乙表及び歯科)を設定し、1点単価を 10 円に改定 医療費 8.5%引上げ 医療費 12.5%引上げ
36. 7	医療費 2.3%引上げ
12	診療報酬の地域差を撤廃し、乙地の診療報酬を甲地なみに引上げ
38. 9	医療費の緊急是正 9.5%引上げ
40. 1	薬価基準 4.5%引下げ、医師の技術料へ振替 3.0%引上げ
11	薬価基準 10.2%引下げ
42. 10	医療費(医科 7.68%, 歯科 12.65%)引上げ 薬価基準 5.6%引下げ
12	医療費(医科 8.77%, 歯科 9.73%)引上げ
44. 1	医療費(医科 8.77%が 9.74%)引上げ
7	薬価基準約 3.0%引下げ
8	医療費(医科 13.7%, 歯科 13.7%, 調剤 6.54%)引上げ
47. 2	薬価基準約 3.9%引下げ 医療費(医科 19.0%, 歯科 19.9%, 調剤 8.5%)引上げ
49. 2	薬価基準約 3.5%(医療費の 1.5%)引下げ 医療費(医科 16.0%, 歯科 16.2%, 調剤 6.6%)引上げ
10	薬価基準 1.6%(医療費の 0.7%)引下げ
50. 1	医療費(医科 9.0%, 調剤 4.9%)引上げ
51. 4	医療費(歯科 9.6%)引上げ 医療費(医科 11.5%, 歯科 12.7%, 調剤 5.6%)平均 11.6%引上げ
53. 2	医療費(医科 8.4%, 歯科 5.9%, 調剤 3.8%)平均 8.1%引上げ
56. 6	薬価基準 18.6%(医療費の 6.1%)引下げ 4 薬価基準 4.9%(医療費 1.5%)引下げ
58. 1	老人区分設定
2	医療費(医科 3.0%, 歯科 1.1%, 調剤 1.0%)引上げ
59. 3	薬価基準 16.6%(医療費の 5.1%)引下げ 医療費(医科 3.5%, 歯科 2.5%, 調剤 0.2%)平均 3.3%引上げ
60. 3	薬価基準 6.0%(医療費の 1.9%)引下げ 医療費(医科 2.5%, 歯科 1.5%, 調剤 0.3%)平均 3.3%引上げ
61. 4	薬価基準 5.1%(医療費の 1.5%)引下げ 医療費(医科 3.8%, 調剤 1.7%)平均 3.4%引上げ
63. 4	薬価基準 10.2%(医療費の 2.9%)引下げ
6	医療費(歯科) 1.0%引上げ

年月	事 項
平成	
元. 4	医療費（医科 0.8%， 歯科 0.32%， 調剤 1.50%）引上げ 薬価基準 2.7%（医療費の 0.72%）引下げ
2. 4	医療費（医科 4.0%， 歯科 1.4%， 調剤 1.9%）引上げ 薬価基準 9.2%（医療費の 2.7%）引下げ
4. 4	医療費（医科 5.4%， 歯科 2.7%， 調剤 1.9%）平均 5.0%引上げ 薬価基準 8.1%（医療費の 2.4%）引下げ
6. 4	医療費（医科 5.2%， 歯科 2.3%， 調剤 2.1%）平均 4.8%引上げ 薬価基準 6.6%（医療費の 2.1%）引下げ
10.	医療費（医科 1.7%， 歯科 0.2%， 調剤 0.1%）引上げ
8. 4	医療費（医科 3.6%， 歯科 2.2%， 調剤 1.3%）引上げ 薬価基準 6.8%（医療費の 2.6%）引下げ
9. 4	医療費（医科 1.0%， 歯科 0.3%， 調剤 1.0%）引上げ 薬価基準 4.4%（医療費の 1.3%）引下げ
10. 4	医療費（医科 1.5%， 歯科 1.5%， 調剤 0.7%）引上げ 薬価基準 9.7%（医療費の 2.7%）引下げ
12. 4	医療費（医科 2.0%， 歯科 2.0%， 調剤 0.8%）引上げ 薬価基準 7.0%（医療費の 1.7%）引下げ
14. 4	医療費（医科 1.3%， 歯科 1.3%， 調剤 1.3%）引下げ 薬価基準 1.4%（医療費の 1.3%）引下げ
16. 4	薬価基準 1.0%引下げ
18. 4	医療費（医科 1.5%， 歯科 1.5%， 調剤 0.6%）引下げ 薬価基準 1.8%（薬価の 1.6 材料価格の 0.2%）引下げ
20. 4	医療費（医科 0.42%， 歯科 0.42%， 調剤 0.17%）引上げ 薬価基準 1.2%（薬価の 1.1 材料価格の 0.1%）引下げ
22. 4	全体改定率 0.19%〔診療報酬（本体 1.55%）、薬価等 1.36%引下げ〕 ・医療費（医科 1.74%， 歯科 2.09%， 調剤 0.52%）引上げ ・薬価基準 1.36%引き下げ
24. 4	全体改定率 0.00%〔診療報酬（本体 1.38%）、薬価等 1.38%引下げ〕 ・医療費（医科 1.55%， 歯科 1.70%， 調剤 0.46%）引上げ ・薬価基準 1.38%引き下げ
26. 4	全体改定率 0.10%〔診療報酬（本体）0.73%引上げ、薬価 0.58%引下げ〕 ・医療費（医科 0.82%， 歯科 0.99%， 調剤 0.22%）引上げ ・薬価基準 1.38%引き下げ
28. 4	診療報酬（本体）0.49%引上げ〔医科 +0.56% 歯科 +0.61% 調剤 +0.17%〕 ・薬価基準 1.22%引下げ 材料価格改定 0.11%引下げ
30. 4	診療報酬（本体）0.55%引上げ〔医科 +0.63% 歯科 +0.69% 調剤 +0.19%〕 ・薬価基準 1.65%引下げ 材料価格改定 0.09%引下げ
令和	
2. 4	診療報酬（本体）0.55%引上げ〔医科 +0.53% 歯科 +0.59% 調剤 +0.16%〕 ・薬価基準 0.99%引下げ 材料価格改定 0.02%引下げ
4. 4	診療報酬（本体）0.43%引上げ〔医科 +0.26% 歯科 +0.29% 調剤 +0.08%〕 ・薬価基準 1.35%引下げ 材料価格改定 0.02%引下げ

年月	事 項
令和 6 4	診療報酬（本体）0.88%引上げ〔医科 +0.52% 歯科 +0.57% 調剤 +0.16%〕 ・薬価基準 0.97%引下げ 材料価格改定 0.02%引下げ

2 国民健康保険運営協議会

(1) 佐倉市国民健康保険運営協議会

根拠法令 国民健康保険法第11条 他

委 員 佐倉市国民健康保険条例第2条

- | | |
|---------------------|----|
| ① 被保険者を代表する委員 | 5名 |
| ② 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 | 5名 |
| ③ 公益を代表する委員 | 5名 |
| ④ 被用者保険等保険者を代表する委員 | 1名 |

任 期 国民健康保険法施行令第3条

任期3年（令和7年6月1日～令和10年5月31日）

(令和7年12月19日現在)

◎会長 ○副会長

区 分	氏 名	選 出 区 分	委嘱年月日
被保険者代表	飯島 幸彦	一般被保険者	7. 6. 1
	岩崎 京子	一般被保険者	7. 6. 1
	内海 ひろみ	一般被保険者	7. 6. 1
	近藤 芳弘	一般被保険者	7. 6. 1
	根本 裕代	一般被保険者	7. 6. 1
保険医 又は 保険薬剤師代表	都 祭 敦	医 師	7. 6. 1
	望月 由貴人	医 師	7. 6. 1
	森 本 功	歯科医師	7. 6. 1
	古谷 彰伸	歯科医師	7. 6. 1
	四方田 英二	薬 剤 師	7. 6. 1
公 益 代 表	久保 秀一	印旛健康福祉センター長	7. 6. 1
	◎ 覚正 豊和	敬愛大学名誉教授	7. 6. 1
	鵜川 健二	千葉みらい農業協同組合	7. 6. 1
	堀井 弥奈子	佐倉商工会議所	7. 6. 1
	○ 平川 雄幸	学識経験者	7. 6. 1
被用者保険等 保険者 代表	青柳 誠	公立学校共済組合 千葉支部 事務局長	7. 6. 1

(2) 佐倉市国民健康保険運営協議会開催状況

(令和6年度)

回数	開催日	附 議 内 容
第1回	令和6年10月25日	<ul style="list-style-type: none">・諮問事項 佐倉市国民健康保険税条例の一部改正について (課税限度額の引き上げ)・報告事項<ul style="list-style-type: none">(1) 令和5年度佐倉市国民健康保険特別会計決算について(2) 保健事業について

このページは空白です。

3 被 保 險 者

(1) 被保険者の加入状況

(各年度末現在の数値)

年度	全 市		国 保		加入割合(%)		年間平均	
	世帯数	人 口	世帯数	被保険者数	世 帯	被保険者	世帯数	被保険者数
27	75,451	176,976	28,555	47,889	37.85	27.06	28,913	48,892
28	76,146	176,518	27,510	45,072	36.13	25.53	28,212	46,787
29	76,805	176,059	26,675	42,999	34.73	24.42	27,206	44,160
30	77,645	175,476	26,079	41,282	33.59	23.53	26,508	42,336
元	78,329	174,695	25,556	39,945	32.63	22.87	25,875	40,693
2	78,629	173,216	25,491	39,379	32.42	22.73	25,629	39,804
3	78,763	171,747	24,941	38,097	31.67	22.18	25,385	39,021
4	79,443	171,037	24,165	36,245	30.42	21.19	24,716	37,445
5	80,035	169,930	23,121	33,998	28.89	20.01	23,758	35,309
6	80,701	168,914	22,087	31,878	27.37	18.87	22,862	33,314

(2) 被保険者の内訳 (年間平均被保険者数)

(単位：人)

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
一 般	47,214	45,824	43,716	42,185	40,667	39,804	39,021	37,445	35,309	33,314
退 職	1,678	963	444	151	26	0	0	0	0	0
計	48,892	46,787	44,160	42,336	40,693	39,804	39,021	37,445	35,309	33,314

(3) 外国人加入状況

(令和7年3月末現在) (単位:人)

	国籍	外国人住民数	国保世帯数	国保被保数
1	アフガニスタン	957	277	529
2	中国	797	238	284
3	ネパール	393	115	158
4	ベトナム	734	138	138
5	フィリピン	616	93	105
6	韓国	293	62	71
7	タイ	120	60	61
8	スリランカ	192	47	54
9	ペルー	215	27	43
10	台湾	118	28	29
11	ブラジル	93	20	27
12	米国	50	20	20
13	ミャンマー	161	19	19
14	バングラデシュ	39	9	19
15	パキスタン	58	11	18
16	インド	80	14	17
17	カナダ	22	13	13
18	ロシア	47	9	13
19	インドネシア	234	11	12
20	英国	38	11	12
21	マレーシア	43	10	10
22	ウズベキスタン	31	6	10
23	メキシコ	19	4	9
24	モンゴル	26	9	9
25	ウガンダ	23	9	9
26	トルコ	24	4	8
27	タンザニア	8	7	7
28	コロンビア	7	4	5
29	オーストラリア	9	4	4
30	シンガポール	9	4	4
31	フランス	6	3	3
32	ガーナ	9	3	3
33	イラン	15	3	3
34	キルギス	3	2	3
35	ナイジェリア	6	3	3
36	スペイン	4	3	3
37	コートジボワール	2	1	2
38	シリア	2	2	2
39	エジプト	3	2	2
40	アルゼンチン	2	1	1
41	ベルギー	1	1	1
42	ボリビア	21	1	1
43	ベラルーシ	1	1	1
44	チリ	8	1	1
45	コンゴ民主共和国	1	1	1
46	ドイツ	5	1	1
47	ヨルダン	1	1	1
48	ノルウェー	1	1	1
49	タジキスタン	2	1	1
50	南アフリカ共和国	1	1	1
51	ウクライナ	1	1	1
52	ベネズエラ	1	1	1
	総計	5,552	1,318	1,754

(4) 年齢（5歳階層）別被保険者の加入状況

(令和7年3月末現在)

年齢階層	全 市			被保険者数			加入率
	男	女	計	男	女	計	
0~4	2,114	2,064	4,178	197	215	412	9.86%
5~9	2,873	2,775	5,648	279	289	568	10.06%
10~14	3,588	3,260	6,848	369	333	702	10.25%
15~19	3,908	3,643	7,551	388	366	754	9.99%
20~24	4,038	3,760	7,798	539	462	1,001	12.84%
25~29	3,627	3,405	7,032	522	444	966	13.74%
30~34	3,628	3,336	6,964	524	507	1,031	14.80%
35~39	4,302	3,999	8,301	635	602	1,237	14.90%
40~44	4,974	4,790	9,764	784	666	1,450	14.85%
45~49	5,946	5,686	11,632	1,023	799	1,822	15.66%
50~54	6,992	6,820	13,812	1,140	964	2,104	15.23%
55~59	6,177	5,859	12,036	991	963	1,954	16.23%
60~64	5,057	5,238	10,295	1,132	1,469	2,601	25.26%
65~69	5,046	5,537	10,583	2,834	3,898	6,732	63.61%
70~74	5,918	6,932	12,850	3,594	4,950	8,544	66.49%
75~79	6,470	7,585	14,055	0	0	0	0.00%
80~84	4,762	5,857	10,619	0	0	0	0.00%
85~89	2,424	3,357	5,781	0	0	0	0.00%
90~94	817	1,614	2,431	0	0	0	0.00%
95~99	134	496	630	0	0	0	0.00%
100~	17	89	106	0	0	0	0.00%
計	82,812	86,102	168,914	14,951	16,927	31,878	23.56%

(5) 被保険者の異動状況

(単位：人)

資 格 取 得							
年度	転 入	社保離脱	生保廃止	出 生	後期高齢者離脱	その他の	合 計
27	1,373	5,351	99	146	0	779	7,748
28	1,122	5,234	58	131	1	822	7,368
29	1,027	5,111	67	105	0	965	7,275
30	2,047	5,716	65	119	6	410	8,363
元	2,210	5,255	72	106	4	192	7,839
2	1,333	5,370	56	86	0	213	7,058
3	1,187	5,130	69	73	4	201	6,664
4	1,930	5,104	67	81	4	182	7,368
5	1,855	4,778	44	70	3	230	6,980
6	1,911	4,593	50	79	3	189	6,825

資 格 喪 失							
年度	転 出	社保加入	生保開始	死 亡	後期高齢者加入	その他の	合 計
27	1,223	4,781	130	340	2,010	803	9,287
28	1,105	5,632	113	293	2,245	812	10,200
29	950	4,861	124	282	2,269	861	9,347
30	1,445	4,483	104	273	2,494	1,280	10,079
元	1,766	4,535	95	253	2,016	492	9,157
2	1,217	3,981	115	259	1,690	361	7,623
3	1,163	3,802	100	285	2,284	319	7,953
4	1,355	4,247	103	260	2,835	417	9,217
5	1,455	4,269	135	277	2,746	340	9,222
6	1,467	4,185	132	265	2,607	286	8,942

(6) 被保険者の資格異動届出状況

(令和6年度)

(単位：件)

区分	開始届	終了届	世帯 変更届	世帯主 変更届	住 所 変更届	氏 名 変更届	合 計
4月	878	487	19	17	62	16	1,479
5月	422	397	23	20	60	17	939
6月	364	352	9	18	63	22	828
7月	500	599	24	24	62	14	1,223
8月	393	339	17	21	60	25	855
9月	420	325	22	20	68	14	869
10月	463	468	19	13	78	9	1,050
11月	384	403	15	21	80	14	917
12月	342	382	13	25	54	12	828
1月	448	456	17	28	46	11	1,006
2月	378	453	16	28	43	10	928
3月	542	576	28	29	53	12	1,240
計	5,534	5,237	222	264	729	176	12,162
平均	461	436	19	22	61	15	1,014

4 保 険 紿 付

(1) 保険給付の種類

① 療養の給付

令和7年3月31日現在

ア 納付の範囲

被保険者の疾病及び負傷

イ 納付割合

義務教育就学前	義務教育就学後から 70歳未満	70歳から74歳	
		一般被保険者	現役並み所得者
8割	7割	8割	7割

② 療養費

ア 納付の範囲

療養の給付を受けられなかった場合の疾病及び負傷

鍼、灸、あんま・マッサージ師の施術、柔道整復師の施術

コルセットなどの治療用補装具

イ 納付割合

義務教育就学前	義務教育就学後から 70歳未満	70歳から74歳	
		一般被保険者	現役並み所得者
8割	7割	8割	7割

③ 移送費

患者の移送に費用がかかったとき

*最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の旅費に基づいて算定した額の範囲での実費

④ 入院時食事療養費（1食あたりの標準負担額）

一般（下記以外の人）		490円
住民税非課税世帯	90日までの入院	230円
低所得者Ⅱ（70歳以上の人）※1	90日を超える入院 (過去12か月の入院日数)	180円
低所得者Ⅰ（70歳以上の人）※2		110円

※1 同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税の人（低所得者Ⅰ以外の人）

※2 同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の所得が一定基準以下の人

*住民税非課税世帯、低所得者Ⅰ、低所得者Ⅱの対象となる方は、医療機関に標準負担額減額認定証の提示が必要である。

⑤ 入院時生活療養費（標準負担額）

所得区分	1食あたりの食費	1日あたりの居住費
一般（下記以外の人）	490円（※3）	370円
住民税非課税世帯・低所得者Ⅱ	230円	370円
低所得者Ⅰ（70歳以上の人）	140円	370円

※3 医療機関によっては、450円となる場合があります。

*住民税非課税世帯、低所得者Ⅰ、低所得者Ⅱの対象となる方は、医療機関に標準負担額減額認定証の提示が必要である。

⑥高額療養費

ア 70歳未満の人の自己負担限度額（一ヶ月の自己負担限度額） 平成27年1月1日以降

区分	所得要件	自己負担限度額
ア	旧ただし書所得の合計額 901万円超 ※4	252,600円+（総医療費-842,000円）×1% <多数回該当：140,100円>※5
イ	旧ただし書所得の合計額 600万円超 ～901万円以下※4	167,400円+（総医療費-558,000円）×1% <多数回該当：93,000円>※5
ウ	旧ただし書所得の合計額 210万円超 ～600万円以下※4	80,100円+（総医療費-267,000円）×1% <多数回該当：44,400円>※5
エ	旧ただし書所得の合計額 210万円以 下※4	57,600円 <多数回該当：44,400円>※5
オ	世帯主および国保被保険者が 住民税非課税	35,400円 <多数回該当：24,600円>※5

※4 旧ただし書所得とは、総所得金額等から基礎控除額を控除した後の合計所得金額

※5 多数回該当とは、過去12か月に同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目
から適用される自己負担限度額である。

イ 70歳以上の人の自己負担限度額（一ヶ月の自己負担限度額） 平成30年8月1日以降

負担割合	区分	所得要件	自己負担限度額	
			外来(個人ごと)	入院・世帯単位
3割	現役並み所得者 III	課税所得 690万以上	252,600円+（総医療費-842,000円）×1% <多数回該当：140,100円>※5	
	現役並み所得者 II	課税所得 380万以上	167,400円+（総医療費-558,000円）×1% <多数回該当：93,000円>※5	
	現役並み所得者 I	課税所得 145万円以上	80,100円+（総医療費-267,000円）×1% <多数回該当：44,400円>※5	
2割	一般	現役並み所得者及び 低所得者以外	18,000円 (年間上限額： 144,000円)	57,600円 <多数回該当 44,400 円>※5
	低所得者 II	住民税非課税※6	8,000円	24,600円
	低所得者 I	住民税非課税※6		15,000円

※5 多数回該当とは、過去12か月に同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目
から適用される自己負担限度額である。

※6 「低所得者」とは、世帯主および国民健康保険被保険者が住民税非課税であり、その世帯の各
所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる世帯は、「低所得者I」、それ以外は
「低所得者II」となる。

ウ 厚生労働大臣が指定する特定疾病

人工透析が必要な慢性腎不全の人	10,000円
上記該当の人で、70歳未満の上位所得の人	20,000円
先天性血液凝固因子障害の一部の人	10,000円
血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症の人	10,000円

⑦高額医療・高額介護合算療養費(8月から翌年7月までの年額)

区分については、毎年7月31日時点で加入する医療保険の高額療養費の限度額区分を適用

○70歳未満の方

国民健康保険+介護保険に加入しており、70歳未満の方がいる世帯	基準額
旧ただし書所得の合計額 901万円超※4	2,120,000円
旧ただし書所得の合計額 600万円超～901万円以下※4	1,410,000円
旧ただし書所得の合計額 210万円超～600万円以下※4	670,000円
旧ただし書所得の合計額 210万円以下※4	600,000円
住民税非課税世帯	340,000円

※4 旧ただし書所得とは、総所得金額等から基礎控除額を控除した後の合計所得金額

○70歳以上の方

負担割合	国民健康保険+介護保険に加入しており、70歳～74歳の方がいる世帯		基準額
3割	現役並み所得者Ⅲ	課税所得 690万以上	2,120,000円
	現役並み所得者Ⅱ	課税所得 380万以上	1,410,000円
	現役並み所得者Ⅰ	課税所得 145万円以上	670,000円
2割	一般所得者	現役並み所得者及び低所得者以外	560,000円
	低所得者Ⅱ	住民税非課税※6	310,000円
	低所得者Ⅰ	住民税非課税※6	190,000円

※6 「低所得者」とは、世帯主および国民健康保険被保険者が住民税非課税であり、その世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる世帯は、「低所得者Ⅰ」、それ以外は「低所得者Ⅱ」となる。

⑧出産育児一時金 ※被保険者が出産したときに支給

産科医療補償制度に未加入の場合	488,000円
産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産の場合	500,000円

⑨葬祭費

加入されている方が亡くなられたとき	50,000円
-------------------	---------

(2) 療養諸費の状況（療養の給付+療養費等）

(単位：人、件、円)

年 度	区 分	年間平均 被保数	件 数	費 用 額	1 件当たり 費 用 額	1 人当たり 費 用 額
27	一 般	47,214	798,386	16,026,070,890	20,073	339,435
	退 職	1,678	31,048	559,617,158	18,024	333,502
	計	48,892	829,434	16,585,688,048	19,996	339,231
28	一 般	45,824	792,696	15,685,633,313	19,788	342,302
	退 職	963	18,308	361,449,438	19,743	375,337
	計	46,787	811,004	16,047,082,751	19,787	342,982
29	一 般	43,716	760,720	15,435,183,613	20,290	353,079
	退 職	444	8,867	187,662,935	21,164	422,664
	計	44,160	769,587	15,622,846,548	20,300	353,778
30	一 般	42,185	737,530	14,736,189,002	19,980	349,323
	退 職	151	3,243	50,258,776	15,498	332,840
	計	42,336	740,773	14,786,447,778	19,961	349,264
元	一 般	40,667	709,238	14,749,025,972	20,796	362,678
	退 職	26	576	4,347,650	7,548	167,217
	計	40,693	709,814	14,753,373,622	20,785	362,553
2	一 般	39,804	629,196	14,187,175,696	22,548	356,426
	退 職	0	16	2,474,812	154,676	-
	計	39,804	629,212	14,189,650,508	22,551	356,488
3	一 般	39,021	662,956	15,391,924,982	23,217	394,452
	退 職	0	0	0	-	-
	計	39,021	662,956	15,391,924,982	23,217	394,452
4	一 般	37,445	652,996	14,754,439,543	22,595	394,030
	退 職	0	0	0	-	-
	計	37,445	652,996	14,754,439,543	22,595	394,030
5	一 般	35,309	627,375	14,374,858,175	22,913	407,116
	退 職	0	0	0	-	-
	計	35,309	627,375	14,374,858,175	22,913	407,116
6	一 般	31,878	597,003	13,818,728,628	23,147	433,488
	退 職	0	0	0	-	-
	計	31,878	597,003	13,818,728,628	23,147	433,488

(3) 療養の給付の状況

(単位：人、件、円)

年 度	区 分	年間平均 被保数	件 数	費 用 額	1 件当たり 費 用 額	1 人当たり 費 用 額
27	一 般	47,214	773,705	15,823,268,228	20,451	335,139
	退 職	1,678	30,156	553,434,352	18,352	329,818
	計	48,892	803,861	16,376,702,580	20,373	334,957
28	一 般	45,824	770,007	15,494,457,855	20,122	338,130
	退 職	963	17,789	357,489,010	20,096	371,224
	計	46,787	787,796	15,851,946,865	20,122	338,811
29	一 般	43,716	740,237	15,267,203,146	20,625	349,236
	退 職	444	8,675	186,347,112	21,481	419,701
	計	44,160	748,912	15,453,550,258	20,635	349,945
30	一 般	42,185	719,331	14,583,750,591	20,274	345,709
	退 職	151	3,190	49,917,142	15,648	330,577
	計	42,336	722,521	14,633,667,733	20,254	345,655
元	一 般	40,667	691,042	14,599,692,157	21,127	359,006
	退 職	26	562	4,236,475	7,538	162,941
	計	40,693	691,604	14,603,928,632	21,116	358,881
2	一 般	39,804	614,202	14,062,603,488	22,896	353,296
	退 職	0	14	2,450,405	175,029	-
	計	39,804	614,216	14,065,053,893	22,899	353,358
3	一 般	39,021	647,111	15,256,449,678	23,576	390,980
	退 職	0	0	0	-	-
	計	39,021	647,111	15,256,449,678	23,576	390,980
4	一 般	37,445	637,956	14,634,566,145	22,940	390,828
	退 職	0	0	0	-	-
	計	37,445	637,956	14,634,566,145	22,940	390,828
5	一 般	35,309	613,410	14,260,548,851	23,248	403,879
	退 職	0	0	0	-	-
	計	35,309	613,410	14,260,548,851	23,248	403,879
6	一 般	31,878	583,381	13,703,394,610	23,490	429,870
	退 職	0	0	0	-	-
	計	31,878	583,381	13,703,394,610	23,490	429,870

(4) 療養の給付の内訳

① 入院

(単位: 件、円、%)

年 度	区 分	件 数	費 用 額	1 件当たり 費 用 額	1 人当たり 費 用 額	受 診 率
27	一 般	9,704	5,511,273,437	567,938	116,730	20.553
	退 職	253	143,710,830	568,027	85,644	15.077
	計	9,957	5,654,984,267	567,941	115,663	20.365
28	一 般	9,690	5,357,119,955	552,850	116,906	21.146
	退 職	186	116,096,200	624,173	120,557	19.315
	計	9,876	5,473,216,155	554,194	116,982	21.108
29	一 般	8,626	5,182,703,019	600,823	118,554	19.732
	退 職	23	52,859,010	2,298,218	119,052	5.180
	計	8,649	5,235,562,029	605,337	118,559	19.586
30	一 般	8,879	4,916,529,103	553,726	116,547	21.048
	退 職	14	7,272,960	519,497	48,165	9.272
	計	8,893	4,923,802,063	553,672	116,303	21.006
元	一 般	8,827	5,224,359,633	591,861	128,467	21.706
	退 職	-1	-893,090	893,090	34,350	3.846
	計	8,826	5,223,466,543	591,827	128,363	21.689
2	一 般	8,514	5,070,352,317	595,531	127,383	21.390
	退 職	1	974,160	974,160	-	-
	計	8,515	5,071,326,477	595,576	127,407	21.392
3	一 般	8,919	5,624,182,904	630,584	144,132	22.857
	退 職	0	0	-	-	-
	計	8,919	5,624,182,904	630,584	144,132	22.857
4	一 般	8,243	5,182,635,973	628,732	138,407	22.014
	退 職	0	0	-	-	-
	計	8,243	5,182,635,973	628,732	138,407	22.014
5	一 般	7,870	5,112,482,388	649,617	144,793	22.289
	退 職	0	0	-	-	-
	計	7,870	5,112,482,388	649,617	144,793	22.289
6	一 般	7,551	5,080,765,817	672,860	159,382	23.687
	退 職	0	0	-	-	-
	計	7,551	5,080,765,817	672,860	159,382	23.687

② 入院外

(単位：件、円、%)

年 度	区 分	件 数	費 用 額	1 件当たり 費 用 額	1 人当たり 費 用 額	受 診 率
2 7	一 般	399, 885	5, 411, 397, 518	13, 532	114, 614	846. 963
	退 職	15, 516	218, 920, 250	14, 109	130, 465	924. 672
	計	415, 401	5, 630, 317, 768	13, 554	115, 158	849. 630
2 8	一 般	395, 232	5, 399, 444, 304	13, 661	117, 830	862. 500
	退 職	9, 095	128, 171, 090	14, 092	133, 096	944. 444
	計	404, 327	5, 527, 615, 394	13, 671	118, 144	864. 187
2 9	一 般	377, 246	5, 462, 776, 399	14, 481	124, 961	862. 947
	退 職	4, 346	71, 753, 640	16, 510	161, 607	978. 829
	計	381, 592	5, 534, 530, 039	14, 504	125, 329	864. 112
3 0	一 般	366, 615	5, 240, 806, 672	14, 295	124, 234	869. 065
	退 職	1, 716	22, 393, 770	13, 050	148, 303	1136. 424
	計	368, 331	5, 263, 200, 442	14, 289	124, 320	870. 018
元	一 般	351, 142	5, 093, 256, 384	14, 505	125, 243	863. 457
	退 職	310	2, 616, 440	8, 440	100, 632	1192. 308
	計	351, 452	5, 095, 872, 824	14, 499	125, 227	863. 667
2	一 般	312, 752	4, 902, 575, 221	15, 676	123, 168	785. 730
	退 職	10	1, 424, 550	142, 455	-	-
	計	312, 762	4, 903, 999, 771	15, 680	123, 204	785. 755
3	一 般	328, 796	5, 365, 007, 102	16, 317	137, 490	842. 613
	退 職	0	0	-	-	-
	計	328, 796	5, 365, 007, 102	16, 317	137, 490	842. 613
4	一 般	321, 896	5, 360, 297, 550	16, 652	143, 151	859. 650
	退 職	0	0	-	-	-
	計	321, 896	5, 360, 297, 550	16, 652	143, 151	859. 650
5	一 般	307, 471	5, 195, 704, 610	16, 898	147, 150	870. 801
	退 職	0	0	-	-	-
	計	307, 471	5, 195, 704, 610	16, 898	147, 150	870. 801
6	一 般	290, 608	4, 800, 292, 619	16, 518	150, 583	911. 626
	退 職	0	0	-	-	-
	計	290, 608	4, 800, 292, 619	16, 518	150, 583	911. 626

(3) 歯科

(単位: 件、円、%)

年 度	区 分	件 数	費 用 額	1 件当たり 費 用 額	1 人当たり 費 用 額	受 診 率
27	一 般	99,594	1,224,801,413	12,298	25,941	210.942
	退 職	4,279	51,925,140	12,135	30,945	255.006
	計	103,873	1,276,726,553	12,291	26,113	212.454
28	一 般	97,311	1,171,457,588	12,038	25,564	212.358
	退 職	2,449	29,117,950	11,890	30,237	254.309
	計	99,760	1,200,575,538	12,035	25,660	213.222
29	一 般	95,086	1,144,080,680	12,032	26,171	217.508
	退 職	1,226	13,531,010	11,037	30,475	276.126
	計	96,312	1,157,611,690	12,019	26,214	218.098
30	一 般	92,381	1,096,540,980	11,870	25,994	218.990
	退 職	402	4,214,430	10,484	27,910	266.225
	計	92,783	1,100,755,410	11,864	26,000	219.159
元	一 般	90,855	1,058,215,820	11,647	26,021	223.412
	退 職	85	1,063,750	12,515	40,913	326.923
	計	90,940	1,059,279,570	11,648	26,031	223.478
2	一 般	78,133	1,006,456,390	12,881	25,285	196.294
	退 職	2	11,870	5,935	-	-
	計	78,135	1,006,468,260	12,881	25,286	196.299
3	一 般	86,116	1,073,640,200	12,467	27,514	220.691
	退 職	0	0	-	-	-
	計	86,116	1,073,640,200	12,467	27,514	220.691
4	一 般	85,500	1,050,321,315	12,284	28,050	228.335
	退 職	0	0	-	-	-
	計	85,500	1,050,321,315	12,284	28,050	228.335
5	一 般	80,917	978,577,230	12,094	27,715	229.168
	退 職	0	0	-	-	-
	計	80,917	978,577,230	12,094	27,715	229.168
6	一 般	77,487	942,142,021	12,159	29,555	243.074
	退 職	0	0	-	-	-
	計	77,487	942,142,021	12,159	29,555	243.074

(4) 調剤

(単位: 件、円、%)

年 度	区 分	件 数	費 用 額	1 件当たり 費 用 額	1 人当たり 費 用 額	受 診 率
27	一 般	263, 977	3, 373, 253, 192	12, 779	71, 446	559. 107
	退 職	10, 070	130, 468, 000	12, 956	77, 752	600. 119
	計	274, 047	3, 503, 721, 192	12, 785	71, 662	560. 515
28	一 般	267, 110	3, 262, 628, 077	12, 215	71, 199	582. 904
	退 職	6, 023	76, 940, 320	12, 774	79, 896	625. 441
	計	273, 133	3, 339, 568, 397	12, 227	71, 378	583. 780
29	一 般	258, 476	3, 171, 528, 542	12, 270	72, 548	591. 262
	退 職	3, 049	44, 580, 110	14, 621	100, 406	686. 712
	計	261, 525	3, 216, 108, 652	12, 298	72, 829	592. 221
30	一 般	250, 537	3, 025, 806, 160	12, 077	71, 727	593. 901
	退 職	1, 050	15, 582, 730	14, 841	103, 197	695. 364
	計	251, 587	3, 041, 388, 890	12, 089	71, 839	594. 263
元	一 般	239, 137	2, 899, 250, 503	12, 124	71, 292	588. 037
	退 職	169	1, 526, 720	9, 034	58, 720	650. 000
	計	239, 306	2, 900, 777, 223	12, 122	71, 284	588. 077
2	一 般	213, 582	2, 741, 315, 741	12, 835	68, 870	536. 584
	退 職	1	8, 000	8, 000	-	-
	計	213, 583	2, 741, 323, 741	12, 835	68, 871	536. 587
3	一 般	221, 678	2, 802, 599, 215	12, 643	71, 823	568. 099
	退 職	0	0	-	-	-
	計	221, 678	2, 802, 599, 215	12, 643	71, 823	568. 099
4	一 般	220, 487	2, 666, 247, 842	12, 093	71, 204	588. 829
	退 職	0	0	-	-	-
	計	220, 487	2, 666, 247, 842	12, 093	71, 204	588. 829
5	一 般	215, 002	2, 582, 922, 750	12, 013	73, 152	608. 916
	退 職	0	0	-	-	-
	計	215, 002	2, 582, 922, 750	12, 013	73, 152	608. 916
6	一 般	205, 441	2, 435, 556, 307	11, 855	76, 402	644. 460
	退 職	0	0	-	-	-
	計	205, 441	2, 435, 556, 307	11, 855	76, 402	644. 460

⑤ 食事療養費

(単位：件、円、%)

年 度	区 分	件 数	費 用 額	1 件当たり 費 用 額	1 人当たり 費 用 額	受 診 率
2 7	一 般	9, 278	263, 722, 958	28, 425	5, 586	19. 651
	退 職	242	5, 201, 872	21, 495	3, 100	14. 422
	計	9, 520	268, 924, 830	28, 248	5, 500	19. 471
2 8	一 般	9, 212	257, 683, 861	27, 973	5, 623	20. 103
	退 職	178	4, 233, 360	23, 783	4, 396	18. 484
	計	9, 390	261, 917, 221	27, 893	5, 598	20. 070
2 9	一 般	8, 861	248, 027, 036	27, 991	5, 674	20. 269
	退 職	77	1, 368, 962	17, 779	3, 083	17. 342
	計	8, 938	249, 395, 998	27, 903	5, 648	20. 240
3 0	一 般	8, 485	236, 211, 876	27, 839	5, 599	20. 114
	退 職	12	107, 342	8, 945	711	7. 947
	計	8, 497	236, 319, 218	27, 812	5, 582	20. 070
元	一 般	8, 362	236, 328, 947	28, 262	5, 811	20. 562
	退 職	-1	-28, 775	28, 775	1, 107	3. 846
	計	8, 361	236, 300, 172	28, 262	5, 807	20. 547
2	一 般	7, 828	236, 130, 339	30, 165	5, 932	19. 666
	退 職	1	31, 825	31, 825	-	-
	計	7, 829	236, 162, 164	30, 165	5, 933	19. 669
3	一 般	8, 398	243, 416, 877	28, 985	6, 238	21. 522
	退 職	0	0	-	-	-
	計	8, 398	243, 416, 877	28, 985	6, 238	21. 522
4	一 般	7, 780	223, 613, 675	28, 742	5, 972	20. 777
	退 職	0	0	-	-	-
	計	7, 780	223, 613, 675	28, 742	5, 972	20. 777
5	一 般	7, 428	209, 885, 203	28, 256	5, 944	21. 037
	退 職	0	0	-	-	-
	計	7, 428	209, 885, 203	28, 256	5, 944	21. 037
6	一 般	7, 178	210, 615, 476	29, 342	6, 607	22. 517
	退 職	0	0	-	-	-
	計	7, 178	210, 615, 476	29, 342	6, 607	22. 517

(6) 訪問看護

(単位:件、円、%)

年 度	区 分	件 数	費 用 額	1 件当たり 費 用 額	1 人当たり 費 用 額	受 診 率
27	一 般	545	38,819,710	71,229	822	1.154
	退 職	38	3,208,260	84,428	1,912	2.265
	計	583	42,027,970	72,089	860	1.192
28	一 般	664	46,124,070	69,464	1,007	1.449
	退 職	36	2,930,090	81,391	3,043	3.738
	計	700	49,054,160	70,077	1,048	1.496
29	一 般	803	58,087,470	72,338	1,329	1.837
	退 職	31	2,254,380	72,722	5,077	6.982
	計	834	60,341,850	72,352	1,366	1.889
30	一 般	919	67,855,800	73,837	1,609	2.178
	退 職	8	345,910	43,239	2,291	5.298
	計	927	68,201,710	73,573	1,611	2.190
元	一 般	1,081	88,280,870	81,666	2,171	2.658
	退 職	-1	-48,570	48,570	1,868	3.846
	計	1,080	88,232,300	81,697	2,168	2.654
2	一 般	1,221	105,773,480	86,629	2,657	3.068
	退 職	0	0	-	-	-
	計	1,221	105,773,480	86,629	2,657	3.068
3	一 般	1,602	147,603,380	92,137	3,783	4.105
	退 職	0	0	-	-	-
	計	1,602	147,603,380	92,137	3,783	4.105
4	一 般	1,830	151,449,790	82,759	4,045	4.887
	退 職	0	0	-	-	-
	計	1,830	151,449,790	82,759	4,045	4.887
5	一 般	2,150	180,976,670	84,175	5,126	6.089
	退 職	0	0	-	-	-
	計	2,150	180,976,670	84,175	5,126	6.089
6	一 般	2,294	234,022,370	102,015	7,341	7.196
	退 職	0	0	-	-	-
	計	2,294	234,022,370	102,015	7,341	7.196

(5) 療養費等の状況

(単位:人、件、円)

年 度	区 分	年間平均 被保数	件 数	費 用 額	1 件当たり 費 用 額	1 人当たり 費 用 額
27	一 般	47,214	24,681	202,802,662	8,217	4,295
	退 職	1,678	892	6,182,806	6,931	3,685
	計	48,892	25,573	208,985,468	8,172	4,274
28	一 般	45,824	22,689	191,175,458	8,426	4,172
	退 職	963	519	3,960,428	7,631	4,113
	計	46,787	23,208	195,135,886	8,408	4,171
29	一 般	43,716	20,483	167,980,467	8,201	3,843
	退 職	444	192	1,315,823	6,853	2,964
	計	44,160	20,675	169,296,290	8,188	3,834
30	一 般	42,185	18,199	152,438,411	8,376	3,614
	退 職	151	53	341,634	6,446	2,262
	計	42,336	18,252	152,780,045	8,371	3,609
元	一 般	40,667	18,196	149,333,815	8,207	3,672
	退 職	26	14	111,175	7,941	4,276
	計	40,693	18,210	149,444,990	8,207	3,672
2	一 般	39,804	14,994	124,572,208	8,308	3,130
	退 職	0	2	24,407	12,204	-
	計	39,804	14,996	124,596,615	8,309	3,130
3	一 般	39,021	15,845	135,475,304	8,550	3,472
	退 職	0	0	0	-	-
	計	39,021	15,845	135,475,304	8,550	3,472
4	一 般	37,445	15,040	119,873,398	7,970	3,201
	退 職	0	0	0	-	-
	計	37,445	15,040	119,873,398	7,970	3,201
5	一 般	35,309	13,965	114,309,324	8,185	3,237
	退 職	0	0	0	-	-
	計	35,309	13,965	114,309,324	8,185	3,237
6	一 般	31,878	13,622	115,334,018	8,467	3,618
	退 職	0	0	0	-	-
	計	31,878	13,622	115,334,018	8,467	3,618

(6) 高額療養費の支給状況

(単位：件・円)

年 度	一 般		退 職		合 計	
	件 数	給 付 額	件 数	給 付 額	件 数	給 付 額
2 7	27,175	1,500,759,191	514	51,660,469	27,689	1,552,419,660
2 8	29,474	1,515,257,315	410	40,868,467	29,884	1,556,125,782
2 9	30,437	1,530,066,604	214	23,343,103	30,651	1,553,409,707
3 0	29,921	1,460,277,983	68	6,513,817	29,989	1,466,791,800
元	29,112	1,484,834,918	6	-1,268,049	29,118	1,483,566,869
2	29,904	1,537,263,822	6	873,635	29,910	1,538,137,457
3	31,999	1,656,944,164	1	1,317	32,000	1,656,945,481
4	31,569	1,576,620,529	0	0	31,569	1,576,620,529
5	30,686	1,615,927,681	0	0	30,686	1,615,927,681
6	29,147	1,576,345,201	0	0	29,147	1,576,345,201

(7) 高額介護合算療養費の支給状況

(単位：件・円)

年 度	一 般		退 職		合 計	
	件 数	給 付 額	件 数	給 付 額	件 数	給 付 額
2 7	27	715,305	0	0	27	715,305
2 8	9	23,536	0	0	9	23,536
2 9	26	500,670	0	0	26	500,670
3 0	80	1,622,390	0	0	80	1,622,390
元	64	1,394,520	0	0	64	1,394,520
2	73	1,676,748	0	0	73	1,676,748
3	69	1,628,078	0	0	69	1,628,078
4	68	1,933,306	0	0	68	1,933,306
5	90	2,377,724	0	0	90	2,377,724
6	75	2,189,651	0	0	75	2,189,651

(8) 出産育児一時金・葬祭費の支給状況

年 度	出産育児一時金		葬祭費	
	件数	金額	件数	金額
27	12 件	404,000 円	311 件	50,000 円
	143 件	420,000 円		
28	7 件	404,000 円	289 件	50,000 円
	120 件	420,000 円		
29	14 件	404,000 円	267 件	50,000 円
	92 件	420,000 円		
30	12 件	404,000 円	275 件	50,000 円
	106 件	420,000 円		
元	7 件	404,000 円	239 件	50,000 円
	96 件	420,000 円		
2	7 件	404,000 円	238 件	50,000 円
	79 件	420,000 円		
3	4 件	404,000 円	262 件	50,000 円
	76 件	420,000 円		
4	4 件	404,000 円	218 件	50,000 円
	3 件	408,000 円		
	63 件	420,000 円		
5	5 件	408,000 円	238 件	50,000 円
	10 件	420,000 円		
	5 件	488,000 円		
	55 件	500,000 円		
6	6 件	488,000 円	226 件	50,000 円
	68 件	500,000 円		

(9) 病類別疾病（大分類） ①

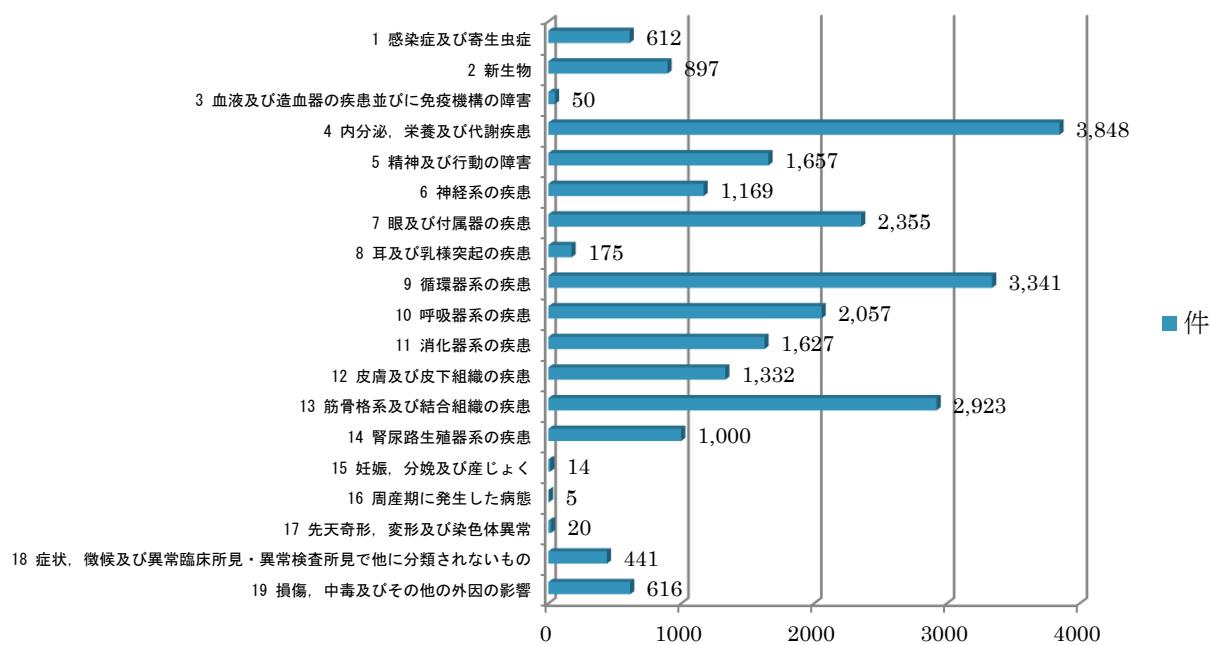
各年6月審査（各年5月診療）分（単位：件）

分類	疾 病 名	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
1	感染症 及び 寄生虫症	581	638	645	634	612
2	新生物	816	979	1,019	1,028	897
3	血液 及び 造血器の疾患 並びに 免疫機構の障害	43	53	45	51	50
4	内分泌,栄養及び代謝疾患	3,936	4,571	4,323	4,120	3,848
5	精神 及び 行動の障害	1,500	1,617	1,727	1,643	1,657
6	神経系の疾患	1,100	1,185	1,169	1,223	1,169
7	眼 及び 付属器の疾患	1,994	2,349	2,558	2,466	2,355
8	耳 及び 乳様突起の疾患	194	242	225	203	175
9	循環器系の疾患	3,673	4,135	3,931	3,684	3,341
10	呼吸器系の疾患	1,306	1,530	1,549	2,041	2,057
11	消化器系の疾患(歯 及び歯の 支持組織の障害を除く)	1,481	1,924	1,856	1,784	1,627
12	皮膚及び皮下組織の疾患	1,244	1,433	1,398	1,344	1,332
13	筋骨格系 及び結合組織の疾患	2,735	3,297	3,374	3,169	2,923
14	腎尿路生殖器系の疾患	935	983	1,000	1,023	1,000
15	妊娠,分娩 及び 産じょく	16	20	18	14	14
16	周産期に発生した病態	5	4	6	11	5
17	先天奇形,変形及び染色体異常	12	16	13	15	20
18	症状,徵候及び異常臨床所見・異常 検査所見で他に分類されないもの	310	413	424	414	441
19	損傷,中毒 及び その他の外因の影響	429	580	627	604	616
計		28,800	22,310	25,969	25,907	24,139

※「11 消化器系の疾患」は、歯科に係る疾患を除いたもの

(9) 病類別疾病（大分類） ②構成比

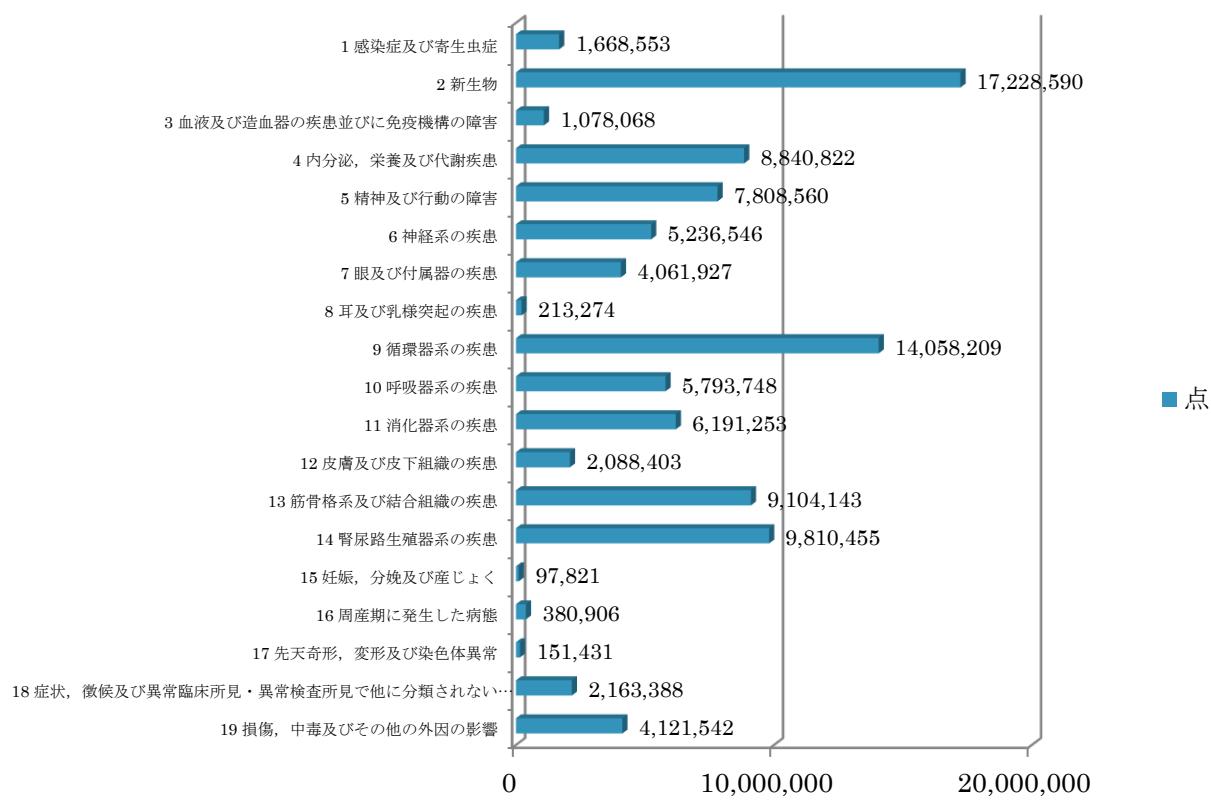
病類別疾病・件数別（令和6年5月診療分）



※「11 消化器系の疾患」は、歯科に係る疾患を除いたもの

※令和6年6月審査に係る令和6年5月診療分を集計したもの

病類別疾病・点数別（令和6年5月診療分）



※「11 消化器系の疾患」は、歯科に係る疾患を除いたもの

※令和6年6月審査に係る令和6年5月診療分を集計したもの

このページは空白です。

5 特定健康診查・特定保健指導等

(1) 特定健康診査・特定保健指導の状況

平成 20 年 4 月から「高齢者の医療の確保に関する法律」により、40 歳から 74 歳までを対象に『特定健康診査』と『特定保健指導』の実施が医療保険者（※1）に義務付けられた。

現在は、特定健康診査・特定保健指導の実施にあたり、令和 6 年 3 月に「佐倉市国民健康保険第 4 期 特定健康診査等実施計画」（令和 6 年度～令和 11 年度）を策定した。

※1 医療保険者とは、健康保険組合や国民健康保険などの医療保険の運営主体

① 佐倉市国民健康保険の特定健康診査・特定保健指導の目標値

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
特定健康診査受診率	34%	36%	38%	40%	42%	44%
特定保健指導実施率	18%	20%	22%	24%	26%	28%

② 佐倉市国民健康保険の特定健康診査・特定保健指導の実施状況

区分 年度	特定健康診査			特定保健指導		
	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	終了者数	終了率
2	28,691 人	7,256 人	25.3%	920 人	183 人	19.9%
3	27,871 人	8,493 人	30.5%	1,153 人	190 人	16.5%
4	26,147 人	8,652 人	33.1%	1,072 人	163 人	15.2%
5	24,450 人	8,318 人	34.0%	985 人	134 人	13.6%
6	22,895 人	8,114 人	35.4%	937 人	138 人	14.7%

※ 対象者数及び受診者数は、実施年度 1 年間を通じて加入している者の人数。（年度途中の国民健康保険の加入・脱退等の異動を含まない）

(2) 人間ドック助成事業の状況

開始・・・平成 24 年 4 月から実施（脳ドックは平成 28 年 1 月から実施）

対象・・・人間ドック受検日に佐倉市国民健康保険被保険者である 20 歳から 74 歳

年度	助成対象者数 (年度末)	助成者数	(再掲) 助成数 20 歳～39 歳	人間ドック助成 利用率
2	36,410 人	1,240 人 短期人間ドック 1,075 人 脳ドック 165 人	19 人 短期人間ドック 15 人 脳ドック 4 人	3.0%
3	36,606 人	1,592 人 短期人間ドック 1,346 人 脳ドック 246 人	25 人 短期人間ドック 22 人 脳ドック 3 人	3.7%
4	33,520 人	1,607 人 短期人間ドック 1,366 人 脳ドック 241 人	25 人 短期人間ドック 20 人 脳ドック 5 人	4.4%
5	31,398 人	1,654 人 短期人間ドック 1,409 人 脳ドック 245 人	21 人 短期人間ドック 17 人 脳ドック 4 人	4.9%
6	29,499 人	1,708 人 短期人間ドック 1,438 人 脳ドック 270 人	22 人 短期人間ドック 20 人 脳ドック 2 人	5.4%

6 保 險 財 政

(1) 令和7年度佐倉市国民健康保険特別会計予算（前年度比較）

[歳 入]

(単位：千円)

区分		6年度予算額	7年度予算	増 減	伸率(%)
国民健康保険税	医療給付費分(一般)	2,402,452	2,320,931	▲81,521	▲3.4
	後期高齢者支援金分(一般)	801,914	724,141	▲77,773	▲9.7
	介護納付金分(一般)	230,043	215,224	▲14,819	▲6.4
	医療給付費分(退職)	370	0	▲370	皆減
	後期高齢者支援金分(退職)	58	0	▲58	皆減
	介護納付金分(退職)	59	0	▲59	皆減
	計	3,434,896	3,260,296	▲174,600	▲5.1
支出国庫 支出金	災害臨時特例補助金	2	2	0	0.0
	デジタル基盤改革支援補助金	0	435	435	皆増
	計	2	437	435	21750.0
県支出金	保険給付費等交付金(普通交付金)	12,785,180	11,895,254	▲889,926	▲7.0
	保険給付費等交付金(特別交付金)	194,563	188,756	▲5,807	▲3.0
	財政安定化基金交付金	1	1	0	0.0
	計	12,979,744	12,084,011	▲895,733	▲6.9
繰入金	保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	477,601	459,893	▲17,708	▲3.7
	保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	290,627	276,790	▲13,837	▲4.8
	職員給与費等繰入金(事務費)	85,108	94,453	9,345	11.0
	出産育児一時金等繰入金	30,000	27,667	▲2,333	▲7.8
	国保財政安定化支援事業繰入金	61,096	63,468	2,372	3.9
	未就学児均等割保険税繰入金	7,163	5,456	▲1,707	▲23.8
	産前産後保険税繰入金	1,620	1,970	350	21.6
	その他一般会計繰入金	557,224	571,495	14,271	2.6
	計	1,510,439	1,501,192	▲9,247	▲0.6
国保特会財政調整基金繰入金		1	1	0	0
使用料及び手数料		1	1	0	0
財産収入		1	1	0	0
繰 越 金		1	1	0	0
諸 収 入		95,442	94,302	▲1,140	▲1.2
歳 入 合 計		18,020,527	16,940,242	▲1,080,285	▲6.0

〔歳 出〕

(単位 : 千円)

区分		6年度予算額	7年度予算	増 減	伸率(%)
総務費		85,108	94,888	9,780	11.5
保 險 給 付 費	一般	療養給付費	11,002,948	10,248,831	▲754,117 ▲6.9
		療養費	91,471	88,318	▲3,153 ▲3.4
		高額療養費	1,686,543	1,540,072	▲146,471 ▲8.7
		高額介護合算療養費	2,500	2,500	0 0.0
		移送費	500	500	0 0.0
		小計	12,783,962	11,880,221	▲903,741 ▲7.1
	退職	療養給付費	200	0	▲200 皆減
		療養費	1	0	▲1 皆減
		高額療養費	20	0	▲20 皆減
		小計	221	0	▲221 皆減
国民健康 保険事業 費納付金	審査支払手数料		24,998	37,534	12,536 50.1
	出産育児一時金		45,019	41,518	▲3,501 ▲7.8
	葬祭費		12,000	11,900	▲100 ▲0.8
	傷病手当金		400	100	▲300 ▲75.0
	計		12,866,600	11,971,273	▲895,327 ▲7.0
	保健 事業費	医療給付費分	3,288,512	3,171,456	▲117,056 ▲3.6
		後期高齢者支援金等分	1,228,442	1,160,729	▲67,713 ▲5.5
		介護納付金分	368,642	356,995	▲11,647 ▲3.2
		計	4,885,596	4,689,180	▲196,416 ▲4.0
基金積立金	特定健康診査等事業費		98,234	97,556	▲678 ▲0.7
	保健事業費		39,635	42,092	2,457 6.2
	計		137,869	139,648	1,779 1.3
諸支出金		1	1	0	0.0
予備費		20,353	20,252	▲101 ▲0.5	
歳出合計		25,000	25,000	0 0.0	
		18,020,527	16,940,242	▲1,080,285	▲6.0

(2) 年度別国民健康保険特別会計の決算状況

(平成 27 年度～令和 6 年度までの 10 年間推移)

[歳 入] (単 位 : 円)

		27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
国民健康保険税	決 算 額	4,554,145,598	4,369,931,084	4,083,307,264	3,877,885,963	3,722,771,212	3,697,527,043	3,673,991,185	3,504,436,291	3,235,186,259	3,386,966,642
	構成比	20.4%	20.3%	19.2%	21.9%	21.2%	21.7%	20.2%	19.9%	18.5%	20.0%
	伸率	-2.9%	-4.0%	-6.6%	-5.0%	-4.0%	-0.7%	-0.6%	-4.6%	-7.7%	4.7%
国庫支出金	決 算 額	4,204,122,527	3,908,774,282	3,770,548,273	0	1,681,000	39,683,000	4,466,000	17,000	510,000	4,034,000
	構成比	18.8%	18.1%	17.7%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	伸率	6.6%	-7.0%	-3.5%	-	-	2260.7%	-88.7%	-99.6%	2900.0%	691.0%
療養給付費交付金	決 算 額	399,061,000	315,834,789	281,187,000	-	-	-	-	-	-	-
	構成比	1.8%	1.5%	1.3%	-	-	-	-	-	-	-
	伸率	-43.7%	-20.9%	-11.0%	-	-	-	-	-	-	-
交付金等	決 算 額	6,381,589,781	6,297,633,386	6,907,591,065	-	-	-	-	-	-	-
	構成比	28.6%	29.2%	32.4%	-	-	-	-	-	-	-
	伸率	3.7%	-1.3%	9.7%	-	-	-	-	-	-	-
前期高齢者交付金	決 算 額	1,005,474,988	1,001,016,772	1,029,521,642	12,607,722,355	12,525,718,935	12,228,778,792	13,224,955,818	12,711,888,041	12,434,083,318	11,960,642,617
	構成比	4.5%	4.6%	4.8%	71.1%	71.4%	71.9%	72.8%	72.2%	70.9%	70.6%
	伸率	1.3%	-0.4%	2.8%	1124.6%	-0.7%	-2.4%	8.1%	-3.9%	-2.2%	-3.8%
共同事業交付金	決 算 額	4,420,766,386	4,398,804,481	4,211,135,158	-	-	-	-	-	-	-
	構成比	19.8%	20.4%	19.8%	-	-	-	-	-	-	-
	伸率	148.0%	-0.5%	-4.3%	-	-	-	-	-	-	-
交付金等合計	決 算 額	16,411,014,682	15,922,063,710	16,199,983,138	12,607,722,355	12,527,399,935	12,268,461,792	13,229,421,818	12,711,905,041	12,434,593,318	11,964,676,617
	構成比	73.5%	73.8%	76.1%	71.1%	71.4%	72.1%	72.8%	72.2%	70.9%	70.6%
	伸率	20.8%	-3.0%	1.7%	-22.2%	-0.6%	-2.1%	7.8%	-3.9%	-2.2%	-3.8%
繰 入 金	決 算 額	1,085,521,542	1,073,564,778	882,148,145	1,066,676,637	1,186,709,732	940,086,815	1,173,988,034	1,293,051,112	1,770,326,507	1,508,857,395
	構成比	4.9%	5.0%	4.1%	6.0%	6.8%	5.5%	6.5%	7.3%	10.1%	8.9%
	伸率	23.0%	-1.1%	-17.8%	20.9%	11.3%	-20.8%	24.9%	10.1%	36.9%	-14.8%
繰 越 金	決 算 額	192,456,618	115,160,800	3,217,667	77,768,206	10,220,666	4,294,042	1,128,086	3,862,001	5,142,677	6,718,047
	構成比	0.9%	0.5%	0.0%	0.4%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	伸率	32.4%	-40.2%	-97.2%	2316.9%	-86.9%	-58.0%	-73.7%	242.3%	33.2%	30.6%
使用料手数料財産収入・諸収入	決 算 額	80,418,866	87,976,729	126,024,877	107,114,840	99,270,801	97,913,062	91,806,273	98,232,563	86,453,180	82,470,705
	構成比	0.4%	0.4%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.6%	0.5%	0.5%
	伸率	-18.2%	9.4%	43.2%	-15.0%	-7.3%	-1.4%	-6.2%	7.0%	-12.0%	-4.6%
歳 入 合 計	決 算 額	22,323,557,306	21,568,697,101	21,294,681,091	17,737,168,001	17,546,372,346	17,008,282,754	18,170,335,396	17,611,487,008	17,531,701,941	16,949,689,406
	構成比	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	伸率	15.1%	-3.4%	-1.3%	-16.7%	-1.1%	-3.1%	6.8%	-3.1%	-0.5%	-3.3%

[歳 出]

(単位：円)

		27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
総務費	決算額	77,724,944	76,233,927	83,588,095	74,565,593	73,808,009	78,647,985	73,325,306	95,366,867	69,904,969	72,272,795
	構成比	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%
	伸率	-8.1%	-1.9%	9.6%	-10.8%	-1.0%	6.6%	-6.8%	30.1%	-26.7%	3.4%
保険給付費	決算額	13,845,000,782	13,429,853,422	13,165,048,357	12,441,946,713	12,425,593,857	12,081,429,431	13,106,169,848	12,549,153,414	12,302,323,951	11,829,328,634
	構成比	62.7%	62.3%	62.3%	70.2%	70.9%	71.0%	72.2%	71.3%	70.2%	69.9%
	伸率	5.8%	-3.0%	-2.0%	-5.5%	-0.1%	-2.8%	8.5%	-4.3%	-2.0%	-3.8%
後期高齢者支援金	決算額	2,716,282,223	2,590,786,925	2,538,380,431	-	-	-	-	-	-	-
	構成比	12.3%	12.0%	12.0%	-	-	-	-	-	-	-
	伸率	-0.4%	-4.6%	-2.0%	-	-	-	-	-	-	-
前期高齢者納付金	決算額	1,922,096	1,908,066	9,184,283	-	-	-	-	-	-	-
	構成比	0.0%	0.0%	0.0%	-	-	-	-	-	-	-
	伸率	-11.8%	-0.7%	381.3%	-	-	-	-	-	-	-
老人保健拠出金	決算額	83,199	65,370	41,599	-	-	-	-	-	-	-
	構成比	0.0%	0.0%	0.0%	-	-	-	-	-	-	-
	伸率	0.0%	-21.4%	-36.4%	-	-	-	-	-	-	-
介護納付金	決算額	946,568,861	886,092,815	880,864,398	-	-	-	-	-	-	-
	構成比	4.3%	4.1%	4.2%	-	-	-	-	-	-	-
	伸率	-11.6%	-6.4%	-0.6%	-	-	-	-	-	-	-
国保事業費納付金	決算額	-	-	-	4,852,940,083	4,905,540,273	4,730,458,843	4,829,217,976	4,827,095,045	5,011,153,390	4,885,593,838
	構成比	-	-	-	27.4%	28.0%	27.8%	26.6%	27.4%	28.6%	28.9%
	伸率	-	-	-	-	1.1%	-3.6%	2.1%	0.0 %	3.8%	-2.5%
共同事業拠出金	決算額	4,240,371,734	4,324,357,193	4,206,330,670	2,786	2,790	2,400	307	380	566	0
	構成比	19.2%	20.1%	19.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	伸率	144.3%	2.0%	-2.7%	-100%	0.1%	-14.0%	-87.2%	23.8%	48.9%	-100.0%
保健事業費	決算額	103,932,150	113,544,255	115,559,013	118,530,387	114,511,878	94,741,180	109,560,791	113,583,396	113,429,035	120,941,141
	構成比	0.5%	0.5%	0.5%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%
	伸率	7.2%	9.2%	1.8%	2.6%	-3.4%	-17.3%	15.6%	3.7%	-0.1%	6.6%
諸支出金	決算額	161,350,517	139,417,461	140,136,039	228,731,773	18,321,497	20,744,829	44,329,167	15,995,229	21,441,983	19,697,600
	構成比	0.7%	0.6%	0.7%	1.3%	0.1%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%
	伸率	-23.7%	-13.6%	0.5%	63.2%	-92.0%	13.2%	113.7%	-63.9%	34.1%	-8.1%
歳出合計	決算額	22,093,236,506	21,562,259,434	21,139,132,885	17,716,717,335	17,537,778,304	17,006,024,668	18,162,603,395	17,601,194,331	17,518,253,894	16,927,834,008
	構成比	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	伸率	16.2%	-2.4%	-2.0%	-16.2%	-1.0%	-3.0%	6.8%	-3.1%	-0.5%	-3.4%
歳入歳出差引残額		230,320,800	6,437,667	155,548,206	20,450,666	8,594,042	2,258,086	7,732,001	10,292,677	13,448,047	21,855,398
伸 率		-40.2%	-97.2%	2316.2%	-86.9%	-58.0%	-73.7%	242.4%	33.1%	30.7%	62.5%

このページは空白です。

7 国民健康保険税

(1) 国民健康保険税の概要

(令和7年4月1日現在)

課税の根拠

地方税法第703条の4、佐倉市国民健康保険税条例

賦課期日

4月1日（地方税法第705条第2項による）

納税義務者

国民健康保険の被保険者である世帯主及び擬制（みなし）世帯主

課税及び税率

- ・基礎課税額 ① 所得割額 100分の6.33
② 均等割額 22,200円（1人当たり）
③ 平等割額 29,200円（1世帯当たり）

- ・後期高齢者支援金等課税額
 - ① 所得割額 100分の2.65
② 均等割額 7,000円（1人当たり）
- ・介護納付金課税額（40歳以上65歳未満の方）
 - ① 所得割額 100分の1.52
② 均等割額 14,400円（該当者1人当たり）

税額の算出方法

基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の合算が国民健康保険税額（年税額）となる。

・基礎課税額 ① 所得割額

世帯の被保険者それぞれの前年総所得金額等から43万円を控除した合計額に6.33%を乗じた額

② 均等割額

世帯の被保険者数に22,200円を乗じた額

③ 平等割額

1世帯につき29,200円

①～③の合算額の100円未満を切り捨てた金額

・後期高齢者支援金等課税額

① 所得割額

世帯の被保険者それぞれの前年総所得金額等から43万円を控除した合計額に2.65%を乗じた額

② 均等割額

世帯の被保険者数に7,000円を乗じた額

①・②の合算額の100円未満を切り捨てた金額

・介護納付金課税額

① 所得割額

世帯の40歳以上65歳未満の被保険者(介護納付金課税被保険者)それぞれの前年総所得金額等から43万円を控除した合計額に1.52%を乗じた額

② 均等割額

世帯の介護納付金課税被保険者数に14,400円を乗じた額

①・②の合算額の100円未満を切り捨てた額

課税限度額

・基礎課税（医療給付費分）	65万円
・後期高齢者支援金等課税（後期高齢者支援分）	24万円
・介護納付金課税（介護納付分）	17万円
	合計 106万円

月割課税

- ① 賦課期日後に納付義務が発生又は被保険者が増加した場合は、その資格の発生した月から月額をもって計算した金額を賦課する。
- ② 賦課期日後に納付義務が消滅又は被保険者が減少した場合は、その資格の消滅した月の前月までの月額をもって計算した金額を賦課する。

納期及び納期限

普通徴収

第1期	7月1日から同月31日まで
第2期	8月1日から同月31日まで
第3期	9月1日から同月30日まで
第4期	10月1日から同月31日まで
第5期	11月1日から同月30日まで
第6期	12月1日から同月25日まで
第7期	翌年1月1日から同月31日まで
第8期	翌年2月1日から同月末日まで

但し、納期限が土曜日、日曜日又は休日に当たる時は、その翌日をもって納期限とする。

特別徴収

特 第 1 期	4月 年金支給日
特 第 2 期	6月 年金支給日
特 第 3 期	8月 年金支給日
特 第 4 期	10月 年金支給日
特 第 5 期	12月 年金支給日
特 第 6 期	翌年2月 年金支給日

国民健康保険税の減額

主な軽減・減免制度

- ①低所得世帯に係る軽減
- ②非自発的失業者に係る軽減
- ③特定世帯及び特定継続世帯に係る軽減（後期高齢者医療制度の創設に伴う激変緩和措置）
- ④被用者保険旧被扶養者に係る減免（後期高齢者医療制度の創設に伴う激変緩和措置）
- ⑤未就学児（小学校入学前の児童）に係る均等割額の軽減
- ⑥出産被保険者に係る産前産後期間の所得割額と均等割額の軽減

①低所得世帯に係る軽減

一定基準以下の低所得世帯に対して、国民健康保険税の平等割額および均等割額を次のとおり軽減する。

世帯主と世帯の被保険者、 特定同一世帯所属者の 前年中の総所得金額等の合算額	軽減 割合	区分	軽減前	軽減後
43万円以下	7割	基礎分 平等割	29,200円	8,760円
		均等割	22,200円	6,660円
		後期支援分 均等割	7,000円	2,100円
		介護分 均等割	14,400円	4,320円
43万円 + 30万5千円 × (国保加入者および特定 同一世帯所属者数) 以下	5割	基礎分 平等割	29,200円	14,600円
		均等割	22,200円	11,100円
		後期支援分 均等割	7,000円	3,500円
		介護分 均等割	14,400円	7,200円
43万円 + 56万円 × (国保加入者および特定 同一世帯所属者数) 以下	2割	基礎分 平等割	29,200円	23,360円
		均等割	22,200円	17,760円
		後期支援分 均等割	7,000円	5,600円
		介護分 均等割	14,400円	11,520円

※世帯主、国保加入者及び特定同一世帯所属者のうち、給与所得金額又は年金雑所得がある方が2名以上の場合には、上記金額から

（世帯主、国保加入者及び特定同一世帯所属者のうち、給与所得又は公的年金等雑所得のある合計人数-1）×10万円

の金額が変更後の軽減基準金額にそれぞれ上乗せされます。

②非自発的失業者に係る軽減

平成21年3月31日以降に「非自発的失業者」となった被保険者については、申告により、国民健康保険税を、最長2年間、前年給与所得を30/100として算定する。「非自発的失業者」とは、雇用保険の「特定受給資格者」及び「特定理由離職者」をいう。

③特定世帯及び特定継続世帯に係る軽減（後期高齢者医療制度の創設に伴う激変緩和措置）

被保険者が1人だけの世帯のうち、「特定同一世帯所属者」（後期高齢者医療制度の適用により国民健康保険被保険者資格を喪失した方で、喪失日以降も継続して同一の世帯主のもと

で同一の世帯に属する方) がいる世帯を、5年間に限り「特定世帯」とし、平等割額を2分の1に減額する。

また、特定世帯の期間を満了し、なお被保険者が1人だけで当該特定同一世帯所属者がいる世帯は、続く3年間に限り、「特定継続世帯」として平等割額を4分の1に軽減する。

④被用者保険旧被扶養者に係る減免（後期高齢者医療制度の創設に伴う激変緩和措置）

- 1 国民健康保険の被保険者資格を取得した日に65歳以上である
- 2 国民健康保険の被保険者資格を取得した日の前日に被用者保険（社会保険、共済等）の被扶養者であった
- 3 国民健康保険の被保険者資格を取得した日の前日に扶養関係にあった被用者保険の加入者本人が、その翌日に後期高齢者医療被保険者となった

以上の条件を全て満たす方(被用者保険旧被扶養者)について、申請に基づき、次のとおり国民健康保険税の減免を行なう。

但し、(1) (2) については、国民健康保険適用開始後24か月のみの適用となり、国民健康保険適用開始後25か月以降については(1) (2) の適用はしない。

- (1) 旧被扶養者の均等割額を5割(低所得世帯2割軽減適用の場合は3割)減免
- (2) その世帯の被保険者が、旧被扶養者一人だけの場合は、平等割額を5割減免
(低所得軽減の7割および5割軽減適用世帯の場合は、(1) (2) は適用しない。)
- (3) 旧被扶養者の所得割額を10割減免

⑤未就学児（小学校入学前の児童）に係る均等割額の軽減

被保険者における未就学児（小学校入学前の児童）の均等割額を2分の1軽減する。

所得の少ない世帯における軽減（7割・5割・2割）が適用されている場合は、その割合を軽減した上で、さらに均等割額の2分の1を軽減する。

世帯所得による 軽減割合	基礎分均等割額		支援分均等割額	
	適用前	適用後	適用前	適用後
7割軽減	6,660円	3,330円	2,100円	1,050円
5割軽減	11,100円	5,550円	3,500円	1,750円
2割軽減	17,760円	8,880円	5,600円	2,800円
軽減なし	22,200円	11,100円	7,000円	3,500円

⑥出産被保険者に係る産前産後期間の所得割額と均等割額の軽減

佐倉市の国民健康保険加入者のうち、令和5年1月1日以降に出産した（又は出産予定の）被保険者の所得割額と均等割額が対象。

出産した（又は出産予定）月の前月から、出産した（又は出産予定）月の翌々月までの計4ヶ月間。

※多胎妊娠・出産の場合は、出産した（又は出産予定）月の3ヶ月前から、出産した（又は出産予定）月の翌々月までの計6ヶ月間。

※制度開始となった令和6年1月分からが対象。

所得の少ない世帯における軽減（7割・5割・2割）が適用されている場合は、その割合を軽減した上で、対象期間に係る所得割額と均等割額を軽減する。

納付方法

- ① 銀行等から口座振替による納付
- ② 年金からの特別徴収(年金からの天引き)
- ③ 納付書での納付(金融機関窓口、コンビニエンスストア、各出張所窓口等)
- ④ eL-QR (QR コード) を用いたキャッシュレス決済

(2) 国民健康保険税賦課割合及び保険税率状況

(各年度末)

年 度	区 分	保 険 税 率			保 険 税 賦 課 割 合			
					応能割額 %	応益割額 %	限度額 円	
		所得割%	均等割 円	平等割 円	所得割	均等割	平等割	
2	医療	6.30	21,000	28,000	52.70	47.30	610,000	
					52.70	25.81	21.49	
	支援	2.00	5,000	—	73.22	26.78	190,000	
					73.22	26.78	—	
	介護	1.20	11,000	—	47.59	52.41	160,000	
					47.59	52.41	—	
3	医療	6.30	21,000	28,000	52.53	47.47	630,000	
					52.53	25.76	21.71	
	支援	2.00	5,000	—	73.14	26.86	190,000	
					73.14	26.86	—	
	介護	1.20	11,000	—	47.34	52.66	170,000	
					47.34	52.66	—	
4	医療	6.30	21,000	28,000	52.27	47.73	630,000	
					52.27	25.67	22.06	
	支援	2.00	5,000	—	73.10	26.90	190,000	
					73.10	26.90	—	
	介護	1.20	11,000	—	47.75	52.25	170,000	
					47.75	52.25	—	
5	医療	6.30	21,000	28,000	51.46	48.54	650,000	
					51.46	25.89	22.65	
	支援	2.00	5,000	—	72.67	27.33	200,000	
					72.67	27.33	—	
	介護	1.20	11,000	—	47.21	52.79	170,000	
					47.21	52.79	—	
6	医療	6.33	22,200	29,200	50.95	49.05	650,000	
					50.95	26.07	22.98	
	支援	2.65	7,000	—	71.81	28.19	220,000	
					71.81	28.19	—	
	介護	1.52	14,400	—	46.64	53.36	170,000	
					46.64	53.36	—	

(3) 国民健康保険税の軽減世帯状況

年 度	区 分	総 数		7 割 軽 減		5 割 軽 減		2 割 軽 減		合 計		保険基盤安定負担金	
		世帯	金額	世帯	金額	世帯数	金額	世帯数	金額	世帯数	金額		
		被保険者		被保険者		被保険者		被保険者		被保険者			
2	医療	25,491	6,682	252,923,300	3,238	98,409,500	3,665	44,177,000	13,585	395,509,800	436,065,400		
		39,379	8,538		5,488		6,292		20,318				
	支援	25,491	6,682	29,883,000	3,238	13,720,000	3,665	6,292,000	13,585	49,895,000			
		39,379	8,538		5,488		6,292		20,318				
	介護	9,851	2,669	22,222,200	1,255	8,085,000	1,168	3,033,800	5,092	33,341,000			
		11,386	2,886		1,470		1,379		5,735				
3	医療	24,941	6,744	253,648,500	3,212	96,376,000	3,583	42,770,000	13,539	392,794,500	440,144,200		
		38,097	8,524		5,360		6,059		19,943				
	支援	24,941	6,744	29,834,000	3,212	13,400,000	3,583	6,059,000	13,539	49,293,000			
		38,097	8,524		5,360		6,059		19,943				
	介護	9,675	2,827	23,600,500	1,224	7,881,500	1,122	2,886,400	5,173	34,368,400			
		11,132	3,065		1,433		1,312		5,810				
4	医療	24,165	7,142	267,466,500	3,223	94,409,000	3,443	40,579,000	13,808	402,454,500	438,569,300		
		36,245	8,930		5,200		5,717		19,847				
	支援	24,165	7,142	31,255,000	3,223	13,000,000	3,443	5,717,000	13,808	49,972,000			
		36,245	8,930		5,200		5,717		19,847				
	介護	9,400	2,945	24,447,500	1,229	7,870,500	1,083	2,791,800	5,257	35,109,800			
		10,785	3,175		1,431		1,269		5,875				
5	医療	23,121	7,259	271,229,700	3,112	90,468,000	3,297	38,164,000	13,668	399,861,700	432,153,600		
		33,998	9,043		4,959		5,363		19,365				
	支援	23,121	7,259	31,650,500	3,112	12,397,500	3,297	5,363,000	13,668	49,411,000			
		33,998	9,043		4,959		5,363		19,365				
	介護	9,082	3,034	25,402,300	1,218	7,733,000	996	2,521,200	5,248	35,656,500			
		10,337	3,299		1,406		1,146		5,851				
6	医療	22,087	7,227	281,738,660	2,877	86,718,450	3,098	37,086,720	13,202	405,543,830	459,892,760		
		31,878	8,876		4,489		4,912		18,277				
	支援	22,087	7,227	43,492,400	2,877	15,711,500	3,098	6,876,800	13,202	66,080,700			
		31,878	8,876		4,489		4,912		18,277				
	介護	8,766	3,080	33,284,160	1,131	9,432,000	969	3,199,680	5,180	45,915,840			
		9,931	3,302		1,310		1,111		5,723				

(4) 国民健康保険税の収納状況 ①

現年度:5月/末 過年度:3月/末時点 (単位:円)

年度	現 年 度 分					滯 納 繰 越 分			不納欠損額	調定額合計 ⑤=①+③	収入額合計 ⑥=②+④	収入率合計 (⑥/⑤)%
	調定額 ①	世帯当たり調定額	1人当たり調定額	収入額 ②	収入率 (②/①) %	調定額 ③	収入額 ④	収入率 (④/③) %				
27	4,551,432,300	157,418	93,092	4,135,124,109	90.85	2,825,202,386	419,021,489	14.83	205,592,428	7,376,634,686	4,554,145,598	61.74
28	4,345,528,400	154,031	92,879	3,982,259,358	91.64	2,576,928,433	387,671,726	15.04	190,946,817	6,922,456,833	4,369,931,084	63.13
29	4,099,450,200	150,682	92,832	3,736,043,744	91.14	2,354,087,658	347,263,520	14.75	113,567,376	6,453,537,858	4,083,307,264	63.27
30	3,921,104,900	147,922	92,619	3,567,496,911	90.98	2,248,569,496	310,389,052	13.80	104,961,376	6,169,674,396	3,877,885,963	62.85
元	3,754,418,000	145,098	92,262	3,429,114,265	91.34	2,170,782,844	293,656,947	13.53	124,874,888	5,925,200,844	3,722,771,212	62.83
2	3,703,885,500	144,519	93,053	3,393,392,628	91.62	2,059,979,783	304,134,415	14.76	98,046,654	5,763,865,283	3,697,527,043	64.15
3	3,648,963,700	143,745	93,513	3,385,068,700	92.77	1,939,356,023	288,922,485	14.90	166,409,909	5,588,319,723	3,673,991,185	65.74
4	3,497,506,800	141,508	93,404	3,248,595,258	92.88	1,728,712,758	255,841,033	14.80	85,701,865	5,226,219,558	3,504,436,291	67.05
5	3,206,166,800	134,951	90,803	3,000,620,023	93.59	1,617,164,479	234,566,236	14.50	78,191,900	4,823,331,279	3,235,186,259	67.07
6	3,380,638,000	147,871	101,478	3,173,940,421	93.89	1,508,666,720	213,026,221	14.12	57,044,209	4,889,304,720	3,386,966,642	69.27

(4) 国民健康保険税の収納状況 ②-1

(時点：現年度:5月末　過年度:3月末) (単位：円)

年度	区分	調定額①	収入額②	未済額	収入率(②/①)%	
27	現年度	医療一般 支援一般 介護一般 医療退職 支援退職 介護退職 合計	3,293,938,846 806,344,140 250,237,425 135,263,613 34,898,751 30,749,525 4,551,432,300	2,989,108,882 736,169,082 213,532,902 132,499,912 33,907,450 29,905,881 4,135,124,109	304,829,964 70,175,058 36,704,523 2,763,701 991,301 843,644 416,308,191	90.75 91.30 85.33 97.96 97.16 97.26 90.85
	過年度	医療一般 支援一般 介護一般 医療退職 支援退職 介護退職 合計	2,180,482,795 339,119,567 231,874,217 56,207,723 8,417,565 9,100,519 2,825,202,386	318,433,939 55,582,535 32,464,228 9,681,922 1,269,995 1,588,870 419,021,489	1,862,048,856 283,537,032 199,409,989 46,525,801 7,147,570 7,511,649 2,406,180,897	14.60 16.39 14.00 17.23 15.09 17.46 14.83
28	現年度	医療一般 支援一般 介護一般 医療退職 支援退職 介護退職 合計	3,210,019,570 789,274,139 240,839,562 70,869,976 18,275,915 16,249,238 4,345,528,400	2,948,901,652 723,643,937 207,561,869 68,685,500 17,732,215 15,734,185 3,982,259,358	261,117,918 65,630,202 33,277,693 2,184,476 543,700 515,053 363,269,042	91.87 91.68 86.18 96.92 97.03 96.83 91.64
	過年度	医療一般 支援一般 介護一般 医療退職 支援退職 介護退職 合計	1,966,371,121 332,670,239 216,475,236 45,762,561 7,864,795 7,784,481 2,576,928,433	289,830,962 53,786,798 32,099,123 8,619,758 1,704,758 1,630,327 387,671,726	1,676,540,159 278,883,441 184,376,113 37,142,803 6,160,037 6,154,154 2,189,256,707	14.74 16.17 14.83 18.84 21.68 20.94 15.04
29	現年度	医療一般 支援一般 介護一般 医療退職 支援退職 介護退職 合計	3,065,765,739 756,320,487 225,597,076 34,663,052 9,193,322 7,910,524 4,099,450,200	2,798,939,197 691,594,969 194,319,631 34,478,960 9,146,274 7,564,713 3,736,043,744	266,826,542 64,725,518 31,277,445 184,092 47,048 345,811 363,406,456	91.30 91.44 86.14 99.47 99.49 95.63 91.14
	過年度	医療一般 支援一般 介護一般 医療退職 支援退職 介護退職 合計	1,783,632,974 322,566,753 199,515,259 35,865,007 6,300,542 6,207,123 2,354,087,658	264,237,473 47,927,266 25,945,118 6,547,724 1,342,219 1,263,720 347,263,520	1,519,395,501 274,639,487 173,570,141 29,317,283 4,958,323 4,943,403 2,006,824,138	14.81 14.86 13.00 18.26 21.30 20.36 14.75
30	現年度	医療一般 支援一般 介護一般 医療退職 支援退職 介護退職 合計	2,957,120,404 729,678,949 218,346,985 10,852,369 2,831,578 2,274,615 3,921,104,900	2,699,233,276 665,469,281 187,393,062 10,598,493 2,762,237 2,040,562 3,567,496,911	257,887,128 64,209,668 30,953,923 253,876 69,341 234,053 353,607,989	91.28 91.20 85.82 97.66 97.55 89.71 90.98
	過年度	医療一般 支援一般 介護一般 医療退職 支援退職 介護退職 合計	1,696,936,571 319,775,005 192,385,567 29,269,865 5,130,145 5,072,343 2,248,569,496	231,427,557 47,201,650 25,384,073 4,535,598 949,117 891,057 310,389,052	1,465,509,014 272,573,355 167,001,494 24,734,267 4,181,028 4,181,286 1,938,180,444	13.64 14.76 13.19 15.50 18.50 17.57 13.80
元	現年度	医療一般 支援一般 介護一般 医療退職 支援退職 介護退職 合計	2,847,267,887 695,952,020 209,509,850 1,190,811 251,815 245,617 3,754,418,000	2,608,787,850 637,332,532 181,362,055 1,170,450 242,385 218,993 3,429,114,265	238,480,037 58,619,488 28,147,795 20,361 9,430 26,624 325,303,735	91.62 91.58 86.56 98.29 96.26 89.16 91.34
	過年度	医療一般 支援一般 介護一般 医療退職 支援退職 介護退職 合計	1,630,853,589 319,531,490 188,559,944 23,626,301 4,141,649 4,069,871 2,170,782,844	217,851,163 46,815,665 24,355,047 3,316,256 700,046 618,770 293,656,947	1,413,002,426 272,715,825 164,204,897 20,310,045 3,441,603 3,451,101 1,877,125,897	13.36 14.65 12.92 14.04 16.90 15.20 13.53

(4) 国民健康保険税の収納状況 ②-2

年度	区分	調定額 ①	収入額 ②	未済額	収入率(②)/
2	医療一般	2,813,324,500	2,585,990,319	227,334,181	91.92
	支援一般	684,402,275	627,946,216	56,456,059	91.75
	介護一般	206,138,100	179,435,468	26,702,632	87.05
	医療退職	14,800	14,800	0	100.00
	支援退職	3,125	3,125	0	100.00
	介護退職	2,700	2,700	0	100.00
	合 計	3,703,885,500	3,393,392,628	310,492,872	91.62
	医療一般	1,544,114,022	226,322,480	1,317,791,542	14.66
	支援一般	312,597,383	49,450,585	263,146,798	15.82
	介護一般	180,402,385	24,820,017	155,582,368	13.76
3	医療退職	17,214,459	2,681,945	14,532,514	15.58
	支援退職	2,778,039	436,577	2,341,462	15.72
	介護退職	2,873,495	422,811	2,450,684	14.71
	合 計	2,059,979,783	304,134,415	1,755,845,368	14.76
	医療一般	2,773,050,134	2,579,609,829	193,440,305	93.02
	支援一般	672,791,020	624,667,457	48,123,563	92.85
	介護一般	203,122,546	180,791,414	22,331,132	89.01
	医療退職	0	0	0	0.00
	支援退職	0	0	0	0.00
	介護退職	0	0	0	0.00
4	合 計	3,648,963,700	3,385,068,700	263,895,000	92.77
	医療一般	1,451,774,540	215,829,174	1,235,945,366	14.87
	支援一般	299,254,105	46,334,641	252,919,464	15.48
	介護一般	171,491,504	24,426,684	147,064,820	14.24
	医療退職	12,835,592	1,856,405	10,979,187	14.46
	支援退職	1,943,122	222,982	1,720,140	11.48
	介護退職	2,057,160	252,599	1,804,561	12.28
	合 計	1,939,356,023	288,922,485	1,650,433,538	14.90
	医療一般	2,654,491,602	2,473,383,310	181,108,292	93.18
	支援一般	644,811,144	598,713,988	46,097,156	92.85
5	介護一般	198,204,054	176,497,960	21,706,094	89.05
	医療退職	0	0	0	0.00
	支援退職	0	0	0	0.00
	介護退職	0	0	0	0.00
	合 計	3,497,506,800	3,248,595,258	248,911,542	92.88
	医療一般	1,294,916,106	191,752,364	1,103,163,742	14.81
	支援一般	272,975,242	41,360,107	231,615,135	15.15
	介護一般	153,148,757	21,470,953	131,677,804	14.02
	医療退職	6,117,356	1,029,189	5,088,167	16.82
	支援退職	717,801	104,922	612,879	14.62
6	介護退職	837,496	123,498	713,998	14.75
	合 計	1,728,712,758	255,841,033	1,472,871,725	14.80
	医療一般	2,436,550,824	2,286,123,999	150,426,825	93.83
	支援一般	588,992,476	551,092,107	37,900,369	93.57
	介護一般	180,623,500	163,403,917	17,219,583	90.47
	医療退職	0	0	0	0.00
	支援退職	0	0	0	0.00
	介護退職	0	0	0	0.00
	合 計	3,206,166,800	3,000,620,023	205,546,777	93.59
	医療一般	1,208,691,134	175,408,430	1,033,282,704	14.51
過年	支援一般	258,850,189	38,787,288	220,062,901	14.98
	介護一般	144,847,048	19,730,756	125,116,292	13.62
	医療退職	3,593,356	501,032	3,092,324	13.94
	支援退職	586,128	68,733	517,395	11.73
	介護退職	596,624	69,997	526,627	11.73
	合 計	1,617,164,479	234,566,236	1,382,598,243	14.50
	医療一般	2,403,921,176	2,264,762,714	139,158,462	94.21
	支援一般	749,805,924	703,180,493	46,625,431	93.78
	介護一般	226,910,900	205,997,214	20,913,686	90.78
	医療退職	0	0	0	0.00
過年	支援退職	0	0	0	0.00
	介護退職	0	0	0	0.00
	合 計	3,380,638,000	3,173,940,421	206,697,579	93.89
	医療一般	1,122,348,856	159,068,721	963,280,135	14.17
	支援一般	246,519,227	35,820,659	210,698,568	14.53
	介護一般	135,665,813	17,878,462	117,787,351	13.18
	医療退職	3,089,690	189,522	2,900,168	6.13
	支援退職	516,955	34,235	482,720	6.62
	介護退職	526,179	34,622	491,557	6.58
	合 計	1,508,666,720	213,026,221	1,295,640,499	14.12

(5) 国民健康保険税の徴収方法別収納状況

(単位：千円)

年 度	自 主 納 付 等 (窓口納付等)				口 座 振 替				特 別 徴 収				合 計			
	世帯数	調定額	調定構成比	収入率	世帯数	調定額	調定構成比	収入率	加入率	世帯数	調定額	調定構成比	収入率	世帯数	調定額	収入率
		収入額	収入構成比			収入額	収入構成比				収入額	収入構成比			世帯数	収入額
26	13,996 件	2,407,513	51.37%	84.45%	8,712 件	1,667,036	35.57%	97.16%	29.75%	6,574 件	612,027	13.06%	100.00%	29,282 件	4,686,576	91.00%
		2,033,109	47.67%			1,619,701	37.98%				612,027	14.35%			4,264,837	
27	13,189 件	2,351,489	51.66%	84.27%	8,441 件	1,575,562	34.62%	97.05%	29.56%	6,925 件	624,381	13.72%	100.00%	28,555 件	4,551,432	90.85%
		1,981,678	47.92%			1,529,067	36.98%				624,381	15.10%			4,135,124	
28	12,552 件	2,253,176	51.85%	85.72%	7,948 件	1,466,981	33.76%	97.17%	28.90%	7,004 件	625,371	14.39%	100.00%	27,504 件	4,345,528	91.64%
		1,931,471	48.50%			1,425,417	35.79%				625,371	15.70%			3,982,259	
29	11,634 件	2,105,900	51.37%	86.08%	7,994 件	1,364,214	33.28%	94.84%	29.97%	7,047 件	629,336	15.35%	100.00%	26,675 件	4,099,450	91.14%
		1,812,840	48.52%			1,293,867	34.63%				629,336	16.84%			3,736,043	
30	11,269 件	2,071,801	52.84%	84.58%	7,884 件	1,235,724	31.51%	97.24%	30.23%	6,926 件	613,579	15.65%	100.00%	26,079 件	3,921,104	90.98%
		1,752,342	49.12%			1,201,575	33.68%				613,579	17.20%			3,567,496	
元	11,405 件	2,000,458	53.28%	85.32%	7,569 件	1,139,767	30.36%	97.22%	29.62%	6,582 件	614,193	16.36%	100.00%	25,556 件	3,754,418	91.34%
		1,706,843	49.78%			1,108,078	32.31%				614,193	17.91%			3,429,114	
2	11,675 件	1,996,279	53.90%	85.52%	7,179 件	1,082,299	29.22%	98.02%	28.16%	6,637 件	625,308	16.88%	100.00%	25,491 件	3,703,886	91.62%
		1,707,201	50.31%			1,060,884	31.26%				625,308	18.43%			3,393,393	
3	11,932 件	1,982,037	54.32%	87.89%	7,107 件	1,063,495	29.15%	97.75%	27.88%	6,452 件	603,433	16.54%	100.00%	25,491 件	3,648,964	92.77%
		1,742,017	51.46%			1,039,619	30.71%				603,433	17.83%			3,385,069	
4	12,763 件	1,941,947	55.52%	88.44%	6,922 件	1,009,105	28.85%	97.58%	27.40%	5,580 件	546,455	15.62%	100.00%	25,265 件	3,497,507	92.88%
		1,717,407	52.87%			984,733	30.31%				546,455	16.82%			3,248,595	
5	12,688 件	1,777,570	55.44%	89.59%	6,591 件	922,342	28.77%	97.77%	26.63%	5,471 件	506,256	15.79%	100.00%	24,750 件	3,206,167	93.59%
		1,592,564	53.07%			901,801	30.05%				506,256	16.87%			3,000,620	
6	10,955 件	1,921,714	56.84%	67.97%	6,268 件	985,269	29.14%	97.48%	28.38%	4,864 件	473,655	14.01%	100.00%	24,750 件	3,380,638	93.89%
		1,738,058	54.76%			962,228	30.32%				473,655	14.92%			3,173,940	

8 後期高齢者医療制度

(1) 後期高齢者医療制度のあゆみ

年	月	事 項
H18.	6	健康保険法等の一部を改正する法律により、老人保健制度が改められ、 平成 20 年 4 月から、「後期高齢者医療制度」が創設される
19.	1	すべての市町村が加入する千葉県で初めての広域連合として 「千葉県後期高齢者医療広域連合」が発足される
20.	4	「後期高齢者医療制度」が始まる 老人医療班から高齢者医療班に改称し、後期高齢者医療制度の担当となる
22.	4	後期高齢者医療保険料所得割率が 7.12%から 7.29%に改正される
24.	4	後期高齢者医療保険料の賦課上限額 50 万円から 55 万円へ変更される 被保険者の外来に係る現物給付化の実施 「限度額適用認定証」を医療機関の窓口に提示することにより、外来時の窓口での支払が 自己負担限度額までとなる 佐倉市にて、人間ドックの経費の 2 分の 1 以内の額で、1 万円を上限に助成を開始する
26.	4	後期高齢者医療制度の保険料率が改正される 均等割額 37,400 円から 38,700 円、所得割 7.29%から 7.43%、 賦課上限額 55 万から 57 万円
8		後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の 算定基準が改正される
27.	4	低所得者に対する保険料軽減対象が拡大される(5 割軽減・2 割軽減の対象者拡大)
28.	1	佐倉市にて、脳ドックの経費の 2 分の 1 以内の額で、1 万円を上限に助成を開始する
4		後期高齢者医療制度の保険料率が改正される 均等割額 38,700 円から 40,400 円、所得割 7.43%から 7.93%、 賦課上限額は据え置き 低所得者に対する保険料軽減対象が拡大される(5 割軽減・2 割軽減の対象者拡大) 後期高齢者医療の食事療養標準負担額の算定基準が改正される

年	月	事項
29.	4	低所得者に対する保険料軽減対象が拡大される(5割軽減・2割軽減の対象者拡大)
30.	4	後期高齢者医療制度の保険料率が改訂される 均等割額 40,400 円から 41,000 円、所得割 7.93%から 7.89%、 賦課上限額は 57 万から 62 万円 低所得者に対する保険料軽減対象が拡大される(5割軽減・2割軽減の対象者拡大)
31.	4	低所得者及び旧被扶養者に対する軽減措置が変更される 5割軽減・2割軽減の対象者拡大。低所得者に対する 9 割軽減→8.5 割に変更 旧被扶養者の均等割軽減率が 5 割→資格所得後 2 年間のみ 5 割に変更
R2.	4	後期高齢者医療制度の保険料率が改正される 均等割額 41,000 円から 43,400 円、所得割 7.89%から 8.39%、 賦課上限額は 62 万から 64 万円 5 割軽減・2 割軽減の対象者拡大。低所得者に対する 8.5 割軽減→7.75 割に変更
3.	4	低所得者に対する 7.75 割軽減→7 割に変更
4.	4	後期高齢者医療制度の賦課上限額 64 万円→66 万円に変更
10		後期高齢者医療制度の負担割合が改正される 一定所得者に対して 2 割負担の導入
5.	4	低所得者に対する保険料軽減対象が拡大される(5割軽減・2割軽減の対象者拡大)
6.	4	後期高齢者医療制度の保険料率が改正される 均等割額 43,400 円から 43,800 円、所得割 8.39%から 9.11%、 賦課上限額は 66 万から 80 万円 5 割軽減・2 割軽減の対象者拡大。 短期人間ドック助成の上限額 1 万円を 1 万 5 千円へ変更される
6		入院時食事代の自己負担額の改正

年　月	事　項
6. 12	被保険者証、「限度額適用認定証」、「限度額摘要・標準負担額減額認定証」の交付終了
7. 4	入院時食事代の自己負担額の改正
8	従来の被保険者証から「マイナ保険証」又は資格確認書に切替え (令和 8 年 7 月 31 日までの時限措置として、すべての被保険者に資格確認書を交付)
9	2割負担者の外来医療の自己負担限度額に関する配慮措置が終了

(2) 後期高齢者医療制度の加入状況

① 佐倉市の状況

年 度	佐倉市の人口	被保険者数 (年度末)	加入割合	被保険者数 (年間平均)
24	177,740人	17,500人	9.85%	17,050人
25	177,723人	18,398人	10.35%	17,935人
26	177,411人	19,309人	10.88%	18,813人
27	176,976人	20,586人	11.63%	19,956人
28	176,518人	22,103人	12.52%	21,367人
29	176,059人	23,557人	13.38%	22,853人
30	175,476人	25,307人	14.42%	24,444人
元	174,695人	26,432人	15.13%	25,944人
2	173,216人	27,107人	15.65%	26,830人
3	171,747人	28,358人	16.51%	27,649人
4	171,037人	30,198人	17.66%	29,394人
5	169,930人	31,809人	18.72%	31,024人
6	168,914人	33,177人	19.64%	32,620人

② 千葉県後期高齢者医療広域連合の状況（年度末）

年 度	被保険者数 (千葉県)	被保険者数 (佐倉市)	割 合
24	616,555人	17,500人	2.84%
25	637,983人	18,398人	2.88%
26	664,633人	19,309人	2.91%
27	698,105人	20,586人	2.95%
28	736,850人	22,103人	3.00%
29	772,189人	23,557人	3.05%
30	812,208人	25,307人	3.12%
元	838,986人	26,432人	3.15%
2	849,761人	27,107人	3.19%
3	880,108人	28,358人	3.22%
4	925,982人	30,198人	3.26%
5	962,967人	31,809人	3.30%
6	995,519人	33,177人	3.33%

(3) 後期高齢者医療制度保険料の状況

① 保険料率の状況

年 度	均等割	所得割	課税限度額
平成 24・25 年度	37,400 円	7.29%	550,000 円
平成 26・27 年度	38,700 円	7.43%	570,000 円
平成 28・29 年度	40,400 円	7.93%	570,000 円
平成 30・31 年度	41,000 円	7.89%	620,000 円
令和 2・3 年度	43,400 円	8.39%	640,000 円
令和 4・5 年度	43,400 円	8.39%	660,000 円
令和 6・7 年度	43,800 円	9.11%	800,000 円

② 保険料の収納状況

年 度	調 定 額	収 入 額	欠 損 額	未 濟 額	収入率
24	1,252,603,000 円	1,231,900,500 円	4,445,700 円	16,256,800 円	98.35%
25	1,320,377,000 円	1,298,608,700 円	3,472,000 円	18,296,300 円	98.35%
26	1,432,142,300 円	1,407,772,460 円	3,096,700 円	21,273,540 円	98.30%
27	1,495,331,140 円	1,472,033,640 円	4,285,200 円	19,012,300 円	98.44%
28	1,693,090,700 円	1,668,541,600 円	3,258,500 円	21,290,600 円	98.55%
29	1,839,385,200 円	1,813,372,000 円	3,106,700 円	22,906,500 円	98.59%
30	2,007,770,100 円	1,980,246,430 円	3,224,400 円	24,299,270 円	98.63%
元	2,157,814,370 円	2,125,194,470 円	3,418,000 円	29,201,900 円	98.49%
2	2,387,168,300 円	2,355,899,400 円	5,835,600 円	25,433,300 円	98.69%
3	2,427,107,400 円	2,400,015,500 円	4,074,800 円	23,017,100 円	98.88%
4	2,609,358,100 円	2,581,125,522 円	3,355,400 円	24,877,178 円	98.92%
5	2,743,083,478 円	2,711,429,877 円	2,815,500 円	28,838,101 円	98.85%
6	3,109,662,201 円	3,074,699,511 円	5,318,300 円	29,644,390 円	98.88%

(4) 年度別後期高齢者医療特別会計の決算状況

[歳 入]

(単位：円、構成比：%)

区分 ・ 年度	後期高齢者医療 保険料		繰 入 金		繰 越 金		使用料手数料財産 収入・諸収入		歳 入 合 計	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
24	1,231,900,500	86.3	184,995,389	13.0	4,413,102	0.3	5,227,199	0.4	1,426,536,190	100
25	1,298,608,700	86.8	186,555,288	12.5	4,625,772	0.3	6,096,425	0.4	1,495,886,185	100
26	1,407,772,460	86.2	213,247,420	13.0	6,281,000	0.4	5,984,610	0.4	1,633,285,490	100
27	1,472,033,640	86.0	231,141,414	13.5	869,640	0.1	7,520,338	0.4	1,711,565,032	100
28	1,668,541,600	86.1	257,231,054	13.3	3,507,900	0.2	7,784,034	0.4	1,937,064,588	100
29	1,813,372,000	86.5	272,998,373	13.0	4,106,500	0.2	7,214,336	0.3	2,097,691,209	100
30	1,980,246,430	86.2	297,357,736	13.0	6,821,800	0.3	11,379,602	0.5	2,295,805,568	100
元	2,125,194,470	86.9	306,941,857	12.6	5,900,540	0.2	8,324,428	0.3	2,446,361,295	100
2	2,355,899,400	86.8	345,097,740	12.7	4,071,400	0.2	8,117,055	0.3	2,713,185,595	100
3	2,400,015,500	86.6	356,387,555	12.9	4,948,100	0.2	9,443,441	0.3	2,770,794,596	100
4	2,581,125,522	86.6	381,063,307	12.8	7,862,500	0.3	10,186,280	0.3	2,980,237,609	100
5	2,711,429,877	86.4	411,031,144	13.1	4,919,219	0.2	9,474,680	0.3	3,136,854,920	100
6	3,074,699,511	87.1	436,609,574	12.4	9,129,389	0.2	9,988,770	0.3	3,530,427,242	100

[歳 出]

(単位：円、構成比：%)

区分 ・ 年度	総務費		後期高齢者医療 広域連合納付金		諸支出金		歳出合計		歳入歳出 差引残額
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	
24	13,921,483	1.0	1,404,466,335	98.8	3,522,600	0.2	1,421,910,418	100	4,625,772
25	8,590,986	0.6	1,477,344,599	99.2	3,669,600	0.2	1,489,605,185	100	6,281,000
26	9,842,302	0.6	1,619,391,748	99.2	3,181,800	0.2	1,632,415,850	100	869,640
27	11,647,744	0.7	1,693,103,088	99.1	3,306,300	0.2	1,708,057,132	100	3,507,900
28	10,587,026	0.5	1,917,239,462	99.2	5,131,600	0.3	1,932,958,088	100	4,106,500
29	11,339,237	0.5	2,075,516,172	99.3	4,014,000	0.2	2,090,869,409	100	6,821,800
30	15,844,456	0.7	2,270,314,572	99.1	3,746,000	0.2	2,289,905,028	100	5,900,540
元	13,128,658	0.5	2,424,705,737	99.3	4,455,500	0.2	2,442,289,895	100	4,071,400
2	14,320,076	0.5	2,689,516,619	99.3	4,400,800	0.2	2,708,237,495	100	4,948,100
3	12,893,780	0.5	2,744,012,516	99.3	6,025,800	0.2	2,762,932,096	100	7,862,500
4	14,517,364	0.5	2,954,905,626	99.3	5,895,400	0.2	2,975,318,390	100	4,919,219
5	16,074,001	0.5	3,106,765,830	99.3	4,885,700	0.2	3,127,725,531	100	9,129,389
6	17,979,282	0.5	3,488,167,000	99.3	4,959,600	0.1	3,511,105,882	100	19,321,360

(5) 保健事業の状況

平成 20 年 4 月から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、75 歳以上を対象にした健康診査を実施している。

実施主体である後期高齢者医療広域連合からの受託業務として、佐倉市が実施している。

① 後期高齢者医療制度の健康診査の実施状況

年度	対象者数	受診者数	受診率
24	15,546 人	3,201 人	20.59%
25	15,910 人	3,609 人	22.68%
26	16,784 人	4,094 人	24.39%
27	17,707 人	4,736 人	26.75%
28	18,868 人	5,123 人	27.15%
29	20,527 人	5,728 人	27.90%
30	21,900 人	6,317 人	28.84%
元	23,350 人	6,455 人	27.64%
2	24,415 人	5,921 人	24.25%
3	25,224 人	6,322 人	25.06%
4	26,106 人	7,103 人	27.21%
5	27,937 人	7,605 人	27.22%
6	29,459 人	7,672 人	26.04%

② 人間ドック助成事業

開始・・・平成 24 年 4 月から実施（脳ドックは平成 28 年 1 月から実施）

対象・・・人間ドック受検日に佐倉市の後期高齢者医療制度被保険者である方

年度	助成対象者数 (年間平均)	助成利用者数	助成 利用率
26	18,813 人	186 人	0.99%
27	19,956 人	321 人（短期人間ドック 243 人、脳ドック 78 人）	1.61%
28	21,367 人	438 人（短期人間ドック 308 人、脳ドック 130 人）	2.05%
29	22,853 人	451 人（短期人間ドック 346 人、脳ドック 105 人）	1.97%
30	24,444 人	508 人（短期人間ドック 404 人、脳ドック 104 人）	2.08%
元	25,944 人	564 人（短期人間ドック 453 人、脳ドック 111 人）	2.17%
2	26,830 人	465 人（短期人間ドック 371 人、脳ドック 94 人）	1.73%
3	27,649 人	644 人（短期人間ドック 501 人、脳ドック 143 人）	2.33%
4	29,394 人	749 人（短期人間ドック 592 人、脳ドック 157 人）	2.55%
5	31,024 人	889 人（短期人間ドック 719 人、脳ドック 170 人）	2.87%
6	32,620 人	997 人（短期人間ドック 822 人、脳ドック 175 人）	3.06%

このページは空白です。

「佐倉市の国民健康保険」《令和7年度版》

令和8年2月発行

佐倉市 市民部 健康保険課

財政部 債権管理課

千葉県佐倉市海隣寺町97番地

TEL : 043 (484) 1111

E-mail : kenkouhoken@city.sakura.lg.jp